

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
緑化(市民協働等)	緑化業務(基礎・その他)	・公園・緑化普及啓発事業(市民向け緑化講習会の開催、緑化相談、公園愛護会連絡相談業務等市民協働事業の実施) ・府条例・大規模・開発等に係る緑地等の協議(都市計画法に基づくもの以外) ・民有地の緑化の推進(未来樹の維持管理) ・保存樹の保全育成 ・種から育てる地域の花づくり事業 ・緑化の普及啓発(グリーンコーディネーターの育成) ・緑化の普及啓発(都市緑化フェア出展に伴う連絡調整業務等) ・人材育成ネットワーク事業「はならんまん」の実施 ・寄付收受関係業務(現金・物品) ・公共空間の緑化の推進(公園、街路、公共施設等への樹木や花の植え付け) ・公園・街路樹の保全育成(街路及び公園の樹木の維持管理) ・生物多様性地域戦略策定等事業	建設局	任意			○	
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者に対する規制指導に関する事務(事前協議関係事務)	産業廃棄物の処理施設の設置に係って、本市条例に基づく事前協議手続きに関する事務を行っている。	環境局	任意			○	
	産業廃棄物排出事業者に対する規制指導に関する事務(届出関係、土地の利用者に対する指導等関係)	産業廃棄物の事業場の外での保管の届出や帳簿の備付け等、自家保管に関する規制指導業務を行っている。 また、産業廃棄物の不適正な処理が行われていると認められる場合は、土地の利用者等に対する指導等を実施している。	環境局	任意			○	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の推進に関する事務(監視会議関係)	大阪市PCB廃棄物処理事業監視会議を開催する。	環境局	任意			○	
一般廃棄物処理	中高層建築物ごみ等保管施設設置に関する事務	生活環境の維持保全を目的として、条例・規則において、一定規模以上の建築物(3階以上かつ20戸以上の住宅及び延べ面積2,000㎡以上の建物)を建設する者に対し、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務づけている。要綱に基づき、保管施設の設置に関する事前協議や指導を行い、保管施設設置届を受け付けている。また延べ面積2,000㎡未満の「大規模小売店舗立地法」にかかる店舗の廃棄物保管施設についても指導等を行っている。	環境局	任意			○	
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(本課)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出する。 本課(事業管理課)では、事業所(環境事業センター)からのふれあいあんしんパトロールの報告により環境局全体の集計を行っており、年度実績等を市民局へ報告している。	環境局	任意			○	
	ふれあいあんしんパトロールの推進に関する事務(事業所)	ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール(事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する)を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど日常業務の中で市民の安全確保に向けて取り組んでいる。緊急時の初期対応、応急措置を行った場合には、事業所(環境事業センター)で報告書を作成し、本課(事業管理課)へ提出している。	環境局	任意			○	
	事業系ごみ等排出実態調査に関する事務	事業系ごみ等の排出実態(発生抑制・再生利用の可・不可や産業廃棄物の混入率等)を詳細に調査・把握することで、効果的な啓発指導を行い、事業系ごみ等の適正区分・適正処理を推進する。	環境局	任意			○	
	魚腸骨処理対策に関する事務(業の指定を除く)	各自治体での対応が困難な魚腸骨処理について、昭和62年に大阪府及び府内市町村が設立した「大阪府魚腸骨処理対策協議会」のもとで、府内から排出される魚腸骨を、岸和田市内の再資源化施設において、共同処理委託する。	環境局	任意			○	
	一般廃棄物規制指導等運営事務(許可及び一般廃棄物再生利用業の指定関係を除く)に関する事務	一般廃棄物収集運搬業者に対する各種必要な事務を行うと共に、一般廃棄物の規制指導に関する企画運営を行う。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	生ごみと下水汚泥のバイオガス化実験に関する事務	生ごみは現在、他のごみと一緒に焼却工場にて焼却処理をされた上で熱として回収されており、高い効率で有効利用されているわけではない。そのため、温室効果ガス排出量の削減や循環型社会形成の推進に向けて、生ごみをより効率的に資源化することが求められている。	環境局	任意			○	
	瓜破南グラウンドの管理に関する事務	瓜破南グラウンド(平野区)の行政財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意				○ 一組
環境美化、減量・リサイクル	事業系一般廃棄物の減量・リサイクルの推進(食品リサイクル)に関する事務	「食品リサイクル法」の趣旨に沿って、事業系食品廃棄物の減量・リサイクルの推進について検討を行う。	環境局	任意			○	
	循環型社会形成の推進に関する事務	H23年10月に制定(H24年4月1日施行)した「循環型社会形成推進条例」に基づき、循環型社会を形成するための事業を行う。	環境局	任意			○	
	一般廃棄物排出実態調査に関する事務	家庭系ごみに対する排出実態調査(詳細な組成分析)等の実施	環境局	任意			○	
	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(本課)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内で一斉に清掃活動を行っている。本課(事業管理課)においては、各事業の総括事務を行うとともに、それぞれの予算執行を行っている。	環境局	任意			○	
	清掃ボランティア活動(まち美化パートナー制度等)の促進事業に関する事務(事業所)	ノーボイモデルゾーン内に設置した「まち美化パートナー制度」実施地区において、本市と覚書を交わして清掃及び美化啓発活動を行う団体に対して支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具等を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化を図るため表彰を行っている。また、国際都市にふさわしい清潔で美しいまち「おおさか」をアピールするため、大阪マラソン開催前週に大阪市内で一斉に清掃活動を行っている。事業所(環境事業センター)は担当行政区において、各団体等への清掃用具の交付や後ごみ収集などを行うとともに、各団体等との連絡調整業務を行っている。	環境局	任意			○	
	路上喫煙対策事業に関する事務(本課)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、全市的な普及啓発、路上喫煙禁止地区における違反者への過料徴収、市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業を実施している。本課(事業管理課)では、「路上喫煙禁止地区」にかかる事務を行うとともに「たばこ市民マナー向上エリア制度」にかかる各活動団体との協定及び啓発物品の一括購入等を実施している。また、大阪市路上喫煙対策委員会を担当4局(環境局、健康局、危機管理室、消防局)内の事務局として運営している。	環境局	任意			○	
	路上喫煙対策事業に関する事務(事業所)	市民等の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、路上喫煙マナー・モラルの向上を図るため、担当区における普及啓発の実施、及び市民・事業者団体の自主的な活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」などの事業について、担当区の市民・事業者団体と本課の間で連絡調整し、必要に応じて職員の派遣等を実施している。	環境局	任意			○	
	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品交付等関係事務)(本課)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて交付する記念品の購入等の事務手続き交付を行う。	環境局	任意			○	
	紙パックの拠点回収事業に関する事務(記念品等交付関係事務)(事業所)	環境事業センターで行う受付回収及び公共施設において巡回回収する紙パックについて、市民が持ち込む紙パックの量に応じて記念品の交付を行う。	環境局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	資源集団回収活動に関する事務(本課)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			○	
	資源集団回収活動に関する事務(事業所)	市民の自主的なごみ減量・リサイクル活動を促進するため、資源集団回収活動を行う住民団体に対し、登録制度を設け、奨励品等の支給による支援や、功績のあった団体への表彰を行う。	環境局	任意			○	
	地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(本課)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行うための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			○	
	地域に即した減量等の取組み(環境事業センター普及啓発事業)に関する事務(事業所)	市民にごみ減量・3Rについての普及啓発を進めるため、廃棄物行政の拠点として市民に接する機会の多い「環境事業センター」が主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発や小学校へ体験学習等の出前講座等を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて情報提供やマタニティウェアの展示提供等、地域に即したごみ減量等の働きかけを行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量キャンペーンに関する事務(本課)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量キャンペーンに関する事務(事業所)	多くの市民が参加する区民まつり等に参画し、ごみ減量・3R促進のためのPRコーナーを設け、パネル展示、リサイクル工作教室、ごみ分別クイズ、ごみに関する相談に応じるなど、地域の特性に応じた普及啓発活動を行う。大都市(政令指定都市及び特別区)が連携した共同キャンペーン、レジ袋削減協定など市民・事業者と連携した取組みを実施し、ごみ減量・3R促進のための普及啓発活動を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量・3R啓発推進事務(本課)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施するための事業計画の企画立案、進捗確認を行う。	環境局	任意			○	
	ごみ減量・3R啓発推進事務(事業所)	ごみ減量・3R啓発施設であるリサイクルプラザ赤川・塩草の廃止にあたり、今後とも一層のごみ減量・3Rを推進していく必要があることから、区役所等のより市民に身近な本市施設において、啓発展示や講座等の開催による減量啓発を実施する。	環境局	任意			○	
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(本課)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意			○	
	大規模事業所に対する事業系一般廃棄物減量・適正処理指導(表彰等関係業務)に関する事務(事業所)	廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することを目的として、市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建物(特定建築物)の所有者及び管理者に対して、計画書の提出を義務づけるとともに、事業系廃棄物の減量推進及び適正処理に功績のあった建物の所有者等に対して、表彰を行う。	環境局	任意			○	
斎場・霊園	斎場の管理運営に関する事務(本課)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。	環境局	要綱等	一般市			○ 一組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の 種別	大都市 特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	斎場の管理運営に関する事務 (事業所)	斎場では、市町村長の火葬許可を受けた遺体を火葬するため、遺体の受入れ、火葬・収骨を行う業務や通夜式・告別式を行う式場施設並びに火葬施設の維持管理業務を行っている。 瓜破(平野区)・北(北区)・ 小林(大正区)・鶴見(鶴見区)・ 佃(西淀川区)	環境局	要綱等	一般市			○一組
	葬祭場(やすらぎ天空館)の運営に関する事務	・会葬者1,000人規模の大式場(間仕切りをして会葬者400人規模の小式場として使用可能)を提供する。(阿倍野区)	環境局	任意				○一組
	霊園の管理運営に関する事務 【泉南メモリアルパーク(阪南市)、服部霊園(豊中市)、瓜破霊園(平野区)、南霊園(阿倍野区)、北霊園(北区)】	市設霊園における利用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市			○一組
	施設等整備企画事務に関する事務 (斎場・大規模霊園)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意				○一組
	霊園の管理運営に関する事務 (上記5霊園以外の小規模霊園等)	市設霊園における利用者からの各種届出に関する事務や霊園の整備・維持管理業務	環境局	要綱等	一般市	○		
内部事務	局庶務業務(総務課)	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、IT関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算業務、契約業務、管財業務、監査業務、文書運送業務、コンプライアンス関係業務、情報公開関係業務 ・局所管不動産の管理に関する業務 ・局保有車両の損害賠償保険に関する業務 ・総務部及び総務課以外の部課の主管に属さない業務	環境局	任意		○		
	局事業総合企画に関する事務	環境局の運営方針の策定及び進捗管理、環境局所管の事務事業に係る総合的企画等の事務を行う。 また、企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)担当業務の運営に関する業務を行う。	環境局	任意		○		
	庶務業務(企画課)	○企画課(経営改革担当、運営改革担当含む)における庶務関係業務 市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、照会回答業務、人事・勤怠関係 など	環境局	任意		○		
	局の人事に関する事務	・所属職員に対する人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	環境局	任意		○		
	庁内環境管理計画に関する事務	電気使用量抑制等による温室効果ガス排出抑制、コピー用紙使用量削減等による省資源の促進、廃棄物減量・リサイクルの促進など、職員全員による積極的な環境配慮行動により環境への負荷の少ない事務事業を推進する。	環境局	任意		○		
	庶務業務(環境施策課)	市会関係業務、予算・決算業務、勤怠業務、有価証券・物品管理関係業務、照会回答業務、人事・勤怠関係、安全衛生関係、福利厚生関係事務など	環境局	任意		○		
	庁内の節電対策に関する事務 (節電対策の総括、区役所へのBEMS導入、LEDデスクライトの率先導入)	庁内における節電対策を促進するため、全庁的な取組みの総括を行うとともに、区役所における電力使用の合理化の促進策として、電力使用状況を監視し、電力負担を最小化、平準化するための監視システム(BEMS)を導入するとともに、環境局ルシアス庁舎において、先行的にLEDデスクライトを導入し、天井照明の消灯による一般的な節電対策以上の取組みを実施する。	環境局	任意		○		
	庶務業務(環境管理課)	・ATC庁舎管理業務、各環境保全監視担当管理運営、公文書管理業務、市会関係業務、計理・予算決算業務等、大都市環境保全主管局長会議、大阪府・大阪市・堺市環境行政連絡協議会など環境保全部門での他都市交流等、大阪環境保全株の株式保有に関する事務、公害工場跡地管理業務、公用車の管理に関する業務 ・環境規制担当の事務業務全般及び各環境保全監視グループとの連絡調整業務、環境保全部門における研修の企画実施	環境局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	庶務業務(環境管理課(産業廃棄物規制担当))	産業廃棄物の規制指導関係業務に係る庶務的な業務	環境局	任意			○	
	事業管理課運営業務に関する事務	事業部(廃棄物規制指導並びに埋火葬関係業務を除く)の所管する事務 事業運営の円滑化に係る事務を行うとともに、ごみの収集輸送やまちの美化等に関する総合的企画等を行う。	環境局	法令	一般市		○	
	庶務業務(事業管理課)	事業管理課における庶務関係事務	環境局	任意			○	
	庶務業務(家庭ごみ減量課)	市会関係業務、計理・予算決算業務、大阪府再生資源事業推進協議会 関係業務、大阪府リサイクル社会推進会議関係業務等	環境局	任意			○	
	庶務業務(一般廃棄物指導課)	市会関係業務、計理、予算決算業務等	環境局	任意			○	
	施設等整備企画事務に関する事務(斎場・大規模霊園以外)	環境局の施設、設備及び機材等の点検、整備等に関する事務を行う。	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務(森之宮焼却工場建替計画用地・森之宮工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			○	
	工場跡地等整備に関する事務(南港工場跡地・港工場跡地)	閉鎖した焼却工場等跡地の保全実施及び跡地の利用を進める。	環境局	任意			○	

《6. 産業・市場》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
成長分野の 企業支援等	成長戦略の推進	・大阪府・大阪市の戦略を一本化した「大阪の成長戦略」の策定及び戦略の推進	政策企画室	任意		○		
	企業等の誘致に関する事務(広域自治体所管)	【事業目的】 ・進出企業との取引を通じた企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、大阪府、大阪商工会議所と共同で設置する大阪外国企業誘致センターの機能を活用し外国企業等の誘致を図る。 ・特に「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 ・有望企業の立地と在阪企業等の再投資を促進するため、特に金銭的なインセンティブを効果的に活用する。 【事業の対象者】 ・進出意向や投資計画を有する外国の企業等 ・「大阪市企業・大学等立地促進助成金」事業計画を承認された事業者(新規の申請受付は終了)	経済戦略局	任意		○		
	科学技術の振興事務	平成21年3月に策定した「大阪市科学技術振興指針」のもと、大学・研究機関や企業のポテンシャルを最大限に生かし大阪の科学技術を振興するため、国や大学等と連携した研究開発プロジェクトの具体化等に関する調査・検討等を行う。(H24年度廃止) 大学・大学院の連携組織である大学コンソーシアム大阪及び関西社会人大学院連合に活動拠点としてキャンパスホスト大阪を提供することにより、大学・大学院のポテンシャルを市域内で活用するとともに、これまで構築した大学・大学院の連携基盤を活用して、国際的に活躍できる人材などの育成にかかる実践的人材育成プログラムを開発、実施し、本市の人材育成力の強化・充実に図る。	都市計画局	任意		○		
	グローバルイノベーション創出支援事業	大阪が世界にイノベーションを生み出す拠点として認知されることをめざし、平成25年春にまちびらきするうめきたの知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション拠点の形成に取組む。 ※H25予事業費:7.5億円 (うちグローバルイノベーションファンドへの出資:5億円)	都市計画局	任意		○		
	有望企業への重点的支援事業	健康・医療分野のビジネス創出事業(ロボットテクノロジー・ヘルスケア) ライフイノベーション推進実証実験事業 成長産業チャレンジ支援事業(H24終了) 革新的技術の事業化促進事業	経済戦略局	任意		○		
	クリエイティブ産業創出・育成支援事業	メビック扇町(北区)を拠点に、クリエイター同士の連携や異業種企業との協働を促進し、高付加価値の商品やサービスの創出につなげる。また、その成果を広く情報発信することで、受注機会を増やし新たな市場を開拓する。	経済戦略局	任意		○		
	在阪中小企業の貿易・投資交流及び海外販路開拓の促進に関する事務	・海外での販路開拓をめざす地域企業に対して、専門家によるアドバイスから海外見本市出展支援など、海外販路開拓に関する支援。 ・国際ビジネスにかかる相談窓口や海外情報に関するセミナーを実施。	経済戦略局	任意		○		
	創業・新事業創出・経営革新支援事業	大阪産業創造館(中央区)において中小企業支援事業を実施。 大阪府都市型産業振興センターが個別企業の課題やニーズに対応する経営相談や、セミナー、商談会といった支援サービスを実施。 【基本的方向性】 ・(公財)大阪産業振興機構と(公財)大阪府都市型産業振興センターを統合。 ・施設配置については、中核拠点の一本化も含めた最適化を図る。	経済戦略局	任意		○		
	産創館施設管理運営	中小企業支援拠点である「大阪産業創造館」(中央区)の施設管理運営。 延べ床面積 23,827.6㎡、地下3階・地上18階建ての施設。 施設の保守や整備等に関する関係者との調整や業務発注等を実施。	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	インテックス大阪の管理運営、工事の実施及び(財)大阪国際経済振興センターの監理に関する事務	昭和60年5月に開業したインターナショナル・エグジビションセンター・大阪(インテックス大阪)の管理運営を行うとともに、国際見本市・イベント等の開催誘致を積極的に進め、企業取引の拡大と大阪の国際化及び経済の活性化を図る。 インテックス大阪の補修工事	経済戦略局	任意		○		
	水・環境技術の海外プロモーション	官民連携で企業の海外展開を支援するため設立した大阪水・環境ソリューション機構に参画し、水・環境分野での企業の海外進出を支援。	経済戦略局	任意		○		
地域の企業支援等	企業等の誘致に関する事務(基礎自治体所管)	【事業目的】 ・進出企業との取引を通じた市内企業のビジネスチャンスの拡大や雇用機会の創出、税収の増加等を目的に、国内からの企業等の誘致及び市内での再投資の促進を図る。 ・また、企業誘致の誘引力ともなる在阪企業の本社機能流出の抑止に向けた取り組みを行う。 ・「関西イノベーション国際戦略特区」の指定を受けた「大阪駅周辺地区」及び「夢洲・咲洲地区」へのターゲット企業の集積を図る。 ・特に市内で大規模用地が供給でき、雇用、税収等に大きな効果が期待できる「夢洲・咲洲地区」等臨海部への立地促進を図る。 【事業の対象者】 ・進出意向や投資計画を有する国内の企業等 ・大阪に本社機能を置く主要企業等	経済戦略局	任意			○	
	国際ビジネス・プロモーション活動推進事業	・大阪市がアジア太平洋地域の主要経済都市(13都市※)と提携するビジネスパートナー都市(BPC)とのネットワークの活用・強化をはかり、在阪中小企業に対する国際ビジネス活動の支援を行う。 ※BPC提携都市 香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド ※市政改革プランに基づく施策事業のゼロベースの見直しにより、平成25年度予算からは基礎自治に関する事務に特化	経済戦略局	任意			○	
	コミュニティビジネス(CB)への支援	コミュニティビジネス等促進のための創業支援、コンサルティングの実施。 ※委託事業はH24年度をもって終了し、H25年度からは直接執行をし、専門家の派遣等を行う。 【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
	小規模・ベンチャー企業支援事業	(小規模事業者等支援委託事業) ・小規模事業者に対する巡回相談や研修事業を実施。 (ベンチャー調達制度) ・中小・ベンチャー企業が開発した優れた技術やアイデアを有する新商品の販路開拓を支援するため、本制度での商品認定並びに、庁内での率先購入による認定商品のPR等を行う。	経済戦略局	任意			○	
	地域商業活性化事業	・商店街等のソフト事業への助成【区CM権限】 ・商店街等への専門家派遣【区CM権限】 ・商店街等のハード事業への助成 ・商店街等とともに取り組む活性化事業【区CM権限】 等	経済戦略局	任意			○	
	地域経済活力創造事業に関する事務	区役所に予算配付するとともに、必要に応じて専門家を派遣。 ・スタートアップ支援 ・地域経済活性化支援 ・区役所における経営相談【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
	地域ものづくり活性化事業	・中小企業優良従業員表彰、中小企業技能功労者表彰 ・ものづくり人材育成事業：大阪テクノマスターによる職業講話、技術指導や中小企業と工業高校の交流会。 ・もとCIT事業・分譲済み工業団地(テクノパーク常吉)(此花区)周辺市有地の維持管理及び大阪市泉尾質貨工場(テクノシーズ泉尾)(大正区)事業 ・伝統産業普及のため、府が中心となり、事業者、産地を有する各市と「浪花の技展」を開催。	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の 種別	大都市 特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携 機関
	地域産業振興施設維持管理運営業務	○資源再生共同作業場閉鎖済み施設の売却処分化 ○皮革関連企業の経営基盤の強化を目的とした工場アパート(浪速区6箇所・西成区1箇所)の維持管理業務並びにすでに供用廃止した2施設の早期売却に向けた作業。 ○産業振興施設整備事業、皮革産業会館関連業務ほか ・大阪皮革産業会館(浪速区) ・練新大阪タクシーに対し、産業振興事業用地として賃貸借契約を締結している。	経済戦略局	任意			○	
	商業振興施設に関する業務	商業施設として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務など ●土地 1カ所 東淀川 1カ所 ●建物9カ所 【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
	小売市場施設に関すること	小売市場等として民間に賃貸している市有財産(土地・建物)の維持管理・財産管理業務 ●土地25カ所 ●建物15カ所 【区CM権限】	経済戦略局	任意			○	
融資制度	融資制度の充実	制度融資の企画立案・実施 制度融資の実施にかかる予算・決算(金融機関への預託、大阪市信用保証協会への補助金交付)	経済戦略局	任意		○		
	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営にかかる事務	大阪府地域支援人権金融公社の団体運営の支援 ・貸付金償還にかかる債権者としての団体の収支状況の確認等	経済戦略局	任意		○		
ATC	産業振興拠点に関する事業(ATC関連)	ATCを産業振興拠点として位置付け、産業別に支援施設(産業振興施設)を設け、これらの取組を通じて地域の企業の収益増加や事業拡大を図り、大阪経済の成長につなげていく。 ①大阪デザイン振興プラザ事業(クリエイティブ産業(デザイン関連産業)) ②ソフト産業プラザ事業(クリエイティブ産業(デジタルメディア産業)) ③ATCエイジレスセンター事業、福祉ビジネス支援事業(健康・福祉・介護関連産業) ④ATCグリーンエコプラザ事業、環境ビジネス支援事業(環境・エネルギー関連産業) ⑤ATC輸入住宅促進センター事業(住宅関連産業)	経済戦略局	任意		○		
	ATCに関する事業	・ATC(株)の特定調停の履行と経営健全化について継続的に監視。 ・ATCのオズパーク(海浜公園)及びATCホールについて、経費補助等 【ATCの現状】 ・特定調停に基づく長期債務は、約420億円 うち金融機関約260億円(H24年9月)はH45年度までの返済 大阪市約166億円(H23年度決算)は劣後債権扱い	経済戦略局	任意		○		
計量	計量啓発に関する事務	○計量啓発事業 ・家庭用計量器無料検査(体温計・血圧計など) ・イベントへの参加による計量啓発、計量図画作品展、一日計量検査所長	経済戦略局	任意			○	
農業の振興・規制等	米穀生産対策業務	「大阪市地域農業再生協議会」において各農業者に米の生産数量目標を設定しての米穀の需給調整や農業者戸別所得補償制度を推進するため、申請の受付、作付実績確認等の事務を行い、食料自給率の向上に取り組む。 ※地域農業再生協議会とは国の「農業者戸別所得補償制度(H25より経営所得安定対策へ名称変更予定)」における「農業者戸別所得補償制度推進事業実施要綱」に定めのある市町村と農業団体等を構成員とする組織であり、その事務局を大阪市が担っている。	経済戦略局	要綱等	一般市		○	
	農業経営計画の認定申請の受理等	①農業者等が作成し、提出した農業経営計画(農業経営の現状、目標及び目標を達成するためにとるべき措置等を記載)の受理及び本計画を府へ経由する事務。 ②計画の変更申請についても同様。	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	都市農業活性化事業	都市農政振興にかかる企画・調整、安全で安心できる農産物生産の振興、農や食への市民啓発や農業への理解を深めるためのPR業務等。 ・なにわの伝統野菜振興事業 ・農業フェア分担事業 ・水源対策事業 ・エコ農産物推進事業 など	経済戦略局	任意			○	
花き流通対策	花き流通対策事業	大阪府内の民営花き卸売市場22市場のうち、10市場を整備統合し、大阪における花き流通の拠点として、府市共同で出資、設立した株式会社大阪鶴見フラワーセンターが開設する、大阪鶴見花き地方卸売市場(鶴見区)へ用地を賃貸する。	経済戦略局	任意		○		
内部事務	もとゆとり健康創造館(ラスバオS AKA)事業	中小企業勤労者の福利厚生施設として平成11年3月にゆとり健康創造館(東住吉区)を設置したが、平成21年度末をもって事業を廃止 平成22年度以降は資産有効活用の観点から売却処分化を進めている。	経済戦略局	任意				○ 一組
	庶務関係業務	庶務事務	経済戦略局	任意			○	
	売却処分対象市有地の商品化及び維持管理事務	事業の廃止や見直し等により不要となった売却処分対象市有地の売却処分化及び維持管理	経済戦略局	任意				○ 一組
	局施策の企画推進関係事務	・各種調査研究や個々の企業ニーズ・課題等に関する情報収集等を実施 ・「大阪市中小企業対策審議会」を設置・運営 ・大阪市中小企業振興基本条例の推進や各種施策の実施状況の公表などを実施	経済戦略局	任意			○	

《7. 都市魅力》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	連携
観光振興(成長・集客関連)	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(広域)	・パフォーマーライセンス制度の推進 ・OSAKA光のルネサンスの開催 ・御堂筋にぎわい空間づくり事業(御堂筋オープンフェスタ) ・御堂筋の魅力創造・発信事業(御堂筋kappo) ・大阪城城灯りの景の開催等 ・水辺空間活性化事業 ・水と光のまちづくりオーソリティ設置に向けた社会実験 ・水辺のにぎわい魅力創出事業 ・四都市連携・関西メガセール推進事業 ・大阪集客プラン支援事業 ・観光案内所及びツーリストロビーの運営 ・大阪周遊システムの運営・充実 ・関西国際空港内観光案内所の設置・運営分担 ・もと博物館建物維持管理 ・国際観光都市づくりの推進 ・大阪城エリア観光拠点化事業	経済戦略局	任意		○		
	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(大阪観光局・広域)	観光に関する事務(広域:大阪観光局関連事業) ・観光ガイド等PRツールの作成事業 ・インターネット等による情報発信事業 ・大阪観光プロモーション事業 ・大阪フィルムカウンシル事業 ・中国・アジアからの観光客誘致強化事業 ・天神祭海外・国内宿泊ビジター誘致促進事業 ・まちなか観光案内所運営事務 ・コンベンション誘致事業分担	経済戦略局	任意		○		
	観光交流の促進に関する業務	クルーズ船の寄航誘致や水上アクセス(舟運)の活用等による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげる。 ・クルーズ客船:大阪商工会議所と共同による「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の設立、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入 ・水上アクセス:民間事業者等による「水上アクセス魅力向上委員会」の設置、「水上アクセスツアー」の商品化へ向けた検討(H24年度末で終了)	港湾局	任意		○		
観光振興(地域関連)	観光にかかる施策の総合的企画、調査および連絡調整に関する事務(基礎)	・観光案内表示板の設置 ・コミュニティ・ツーリズム支援事業	経済戦略局	任意			○	
	築港地区等のまちづくり業務	臨港地区内において従来港湾活動に利用をされていた区域を、文化レクリエーション等の新たな需要に対応するなど再開発し、都市としての成長を図る ・対象地区:築港地区(マーケットプレイス・人工地盤・旧サントリーミュージアム・赤レンガ倉庫)(港区)、弁天地区、此花西部臨海地区 ・上屋等既存施設への民間活力の導入 ・まちづくりに係る連絡調整 ・基盤施設の整備 ・集客施設の維持管理 など ※旧サントリーミュージアムについては、建物等の運営にかかる費用の一部等として、サントリーから7億円の寄付	港湾局	任意			○	
文化振興(成長・都市魅力創造関連)	文化振興にかかる事務(広域)	・公益社団法人大阪フィルハーモニー協会への助成 ・公益財団法人文楽協会への助成 ・大阪版アーツカウンシル設立に向けた検討 ・青少年芸術体験事業 ・大阪城星空コンサート(H24をもって廃止) ・大阪クラシック ・第一級の芸術にふれる機会 ・創造を楽しむ元気な地域 ・新進芸術家プロモート事業 ・映像文化振興事業の推進 ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(中央公会堂(北区)管理運営含む) ・舞台芸術活動振興事業(H25より「大阪市芸術活動振興事業」) ・咲くやこの花賞 ・三好達治賞 ・大阪文化賞・文化祭賞 ・織田作之助賞事業 ・財団法人地域創造に対する分担金	経済戦略局	任意		○		
文化施設(博物館、美術館等)	美術館(天王寺区)管理運営業務	・市立美術館の管理運営	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	東洋陶磁美術館(北区)管理運営業務	・東洋陶磁美術館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	歴史博物館(中央区)管理運営業務	・歴史博物館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	自然史博物館(東住吉区)管理運営業務	・自然史博物館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	科学館(北区)管理運営業務	・科学館の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	大阪城天守閣(中央区)管理運営業務	・大阪城天守閣の管理運営	経済戦略局	任意		○		
	博物館群の魅力の向上等	・博物館施設館蔵品等登録 ・博物館群の総合力を活かした魅力向上事業 ・寄付收受関係事務 ・博物館群施設の整備事業 ・難波宮跡保存整備事業	経済戦略局	任意		○		
文化施設(地域関連)	博物館群の魅力の向上等	・泉布観(北区)の維持管理 ・泉布観の再生活用	経済戦略局	任意			○	
	博物館群の魅力の向上等	・適塾史跡公園(中央区)の保存	経済戦略局	任意			○	
新しい美術館の整備事業の推進	新しい美術館の整備事業の推進	・新しい美術館の整備事業 ・美術資料の収集等(館蔵品の充実、寄付收受事務、美術資料の調査研究等) ・展覧会事業	経済戦略局	任意		○		
文化振興(地域関連)	文化振興にかかる事務(基礎)	・創造を楽しむ元気な地域づくりの推進(文学碑記念の集いのみ) ・文化創造拠点ネットワーク形成事業(クラシック音楽普及促進事業) ・芸術文化創造都市の機能強化(プレーカープロジェクト)	経済戦略局	任意			○	
	文化振興にかかる事務(基礎)	・文化創造拠点ネットワーク形成事業(芸術創造館管理運営業務)	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興(生涯スポーツ)	生涯スポーツ事業	・大阪ウォーク	経済戦略局	任意			○	
	生涯スポーツ事業(基礎)	・「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び活動に対する支援 ・学校体育施設開放事業 ・学校体育施設開放事業施設整備 ・スポーツ推進委員の援解及び活動支援(スポーツ基本法で言及あり) ・スポーツ推進委員会(スポーツ基本法で言及あり。市条例あり) ・市長杯各種大会 ・生涯スポーツ振興事業(市民レクリエーションセンター事業、スポーツボランティア事業など) ・オータムチャレンジスポーツ	経済戦略局	任意			○	
スポーツ振興(地域関連)	競技スポーツ振興施策(基礎)	・姉妹都市・友好協力都市スポーツ交流事業 ・スポーツ拠点づくり事業(全日本少年剣道優勝大会) ・トップアスリートによる「夢・授業」 ・大阪市スポーツ少年団関係業務 ・世界陸上記念陸上競技フェスタ ・競技力向上・都市魅力創造事業 ・プロスポーツ関係業務 ・大阪市姉妹都市ユースサッカー大会 ・JOCパートナーシップ事業 ・オリンピックデーラン	経済戦略局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		連携
						大阪府	各区	
スポーツ振興(競技スポーツ)	競技スポーツ振興施策(広域)	・大阪ハーフマラソン ・社会人野球日本選手権 ・大阪市長杯・世界スーパージュニアテニス選手権大会 ・ビーチバレー大阪オープン ・大阪マラソン ・大阪国際トライアスロン ・中之島ダンスフェスティバル ・2019ラグビーワールドカップ ・オリンピックムーブメント関係業務 ・大阪市主催・共催以外の大会関係業務 ・国際競技等運営・活動経費	経済戦略局	任意		○		
競技施設等の運営管理(大規模公園内)	競技施設等の運営事業(広域) 【長居(東住吉区)・鶴見緑地(鶴見区)・大阪城公園(中央区)内競技施設、修道館】	長居・鶴見・大阪城公園内競技施設・修道館を指定管理者制度により運営している。 (長居:陸上競技場、第2陸上競技場、球技場、相撲場、庭球場。鶴見:球技場、運動場、庭球場。大阪城:修道館、弓道場)	経済戦略局	任意		○		
	スポーツ施設の補修(広域)	スポーツ施設を安全・安定的に使用できるよう改修等を行う。 長居・鶴見緑地・大阪城公園内競技施設、修道館にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。)	経済戦略局	任意		○		
大学等誘致	国内外の大学等の誘致推進	大阪市の活性化には知的生産力・創造力の強化が不可欠であり、大学が大阪市内に立地することは、高度で創造的な人材の育成や集積、産学連携による地元企業の活性化、市民への多様な教育機会の提供、イメージの向上、地元の雇用・消費の増加など、幅広い面で地域活性化に大きな役割を果たすため、大学等のニーズを継続的に把握し、助成制度を活用しながら誘致活動を行う。	経済戦略局	任意		○		
大阪ドーム	大阪ドームの公的部分等に対する助成	平成18年5月に本市とオリックス社と更生管財人との3者間で交わされた基本確認書に掲げるドーム機能並びに公共性の維持に関する条件をもとに、大阪への集客事業と公的施設(外周デッキ)の維持管理に関する補助を実施する。 ※H18に90億円で売却、10年間の譲渡制限、所有権取得後5年経過後は本市への寄付可	都市計画局	任意		○		
内部事務	庶務関係事務	庶務関係事務	経済戦略局	任意			○	

《8. まちづくり》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
都市計画 (都市再生特別地区等)	都市計画アセス関連事務(広域)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意		○		
都市計画 (用途地域等)	都市計画アセス関連事務(特別区)	開発事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して住民、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていこうという制度。 開発事業が都市計画に定められる場合、事業者に代わり都市計画決定権者が環境影響評価を行う。	都市計画局	任意			○	
都市計画企画立案支援	都市計画広報等連絡事務	都市計画広報資料作成のための情報収集、資料作成等連絡事務等を行う。	都市計画局	任意		○		
	大阪市統合型GIS運用促進事業に関する事務	全庁的に業務情報を共有並びに業務の連携を行う統合型GISプラットフォームを運用している。併せて、市民サービスの向上と積極的な情報公開を行うために市民向けのGISを運用している。	都市計画局	任意				○ 組
	地域情報管理システム運営管理業務	都市計画基礎調査データをメッシュ化したデータの管理・提供を行っており、これらの成果をまちづくりの基礎資料として、土地利用計画、防災対策関連、交通計画等の策定時に活用している。また、地域・拠点開発情報の管理、情報提供も行っている。このシステムを利用することによって、様々な情報の集計・分析・加工ができ、局内外の企画立案部門の計画支援に資することができる。	都市計画局	任意				○ 組
	都市計画行政支援システムの運用管理に関する事務	・都市計画行政支援システムのサブシステムである地形図管理基本システム、都市計画窓口システムのデータ管理や運用、必要な環境整備の検討・実施等を行う。 ・地形図管理基本システムは、地形図データ、都市計画データ等を収集・分析・加工・編集・情報提供するシステムであり、大阪市地形図(1/2,500)、都市計画図、航空写真等をデジタルデータ化して管理し、職員の業務の効率化・高度化を図り、都市計画縦覧図(A2判)を出力し、市民の閲覧に供するものである。 ・都市計画窓口システムは、市民が都市計画縦覧図の閲覧及び都市計画事項の検索を容易に行えたとともに、コピーによる資料の持ち帰りも可能とするものである。	都市計画局	任意				○ 組
住宅市街地の整備	防災まちづくり計画関係業務	都市防災総合推進事業等の防災まちづくり計画関係業務について、関係部局と連携し、国土交通省等と調整を行う。 平成11年に策定した「防災まちづくり計画」で設定した「防災性向上重点地区」において、密集指標の見直しの必要性について検討する。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	住宅市街地総合整備事業等に係る事務	国の「住宅市街地総合整備事業」等を活用し、既成市街地における都市機能の更新等を図るため、住宅等の建設及び道路・公園などの公共施設整備等を総合的に行うものであり、これまで、桜之宮中野地区(都島区)、淀川リバーサイド地区(北区)、日本橋地区(中央区)、高見地区(福島区・此花区、H23年度末完了)などで事業を実施してきた。現在、残事業として、事業化に至らなかった未利用地の処分を進めるとともに、桜之宮中野地区事業において未買収となった土地については、建設局と連携しながら、市単独事業として用地買収・道路整備等を進めている。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	都市防災不燃化促進事業に係る事務	大規模な地震等に伴い発生する火災から住民の避難の安全を確保するため、地域防災計画に定める避難路のうち、本市の指定する避難路の沿道区域において、一定の基準に適合する耐火建築物等を建設する場合に建設費の一部を助成し、避難路沿道建築物の不燃化を促進する。	都市整備局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	地域連携による防災力向上支援事業に係る事務	「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」(福島区・城東区・東成区・生野区・東住吉区・阿倍野区・天王寺区・西成区)において、地域住民と連携・協働し、狭あい道路の拡幅整備や主要生活道路の不燃化促進、地域の防災活動の場となるまちかど広場の整備を行うことにより、地域防災力の向上を図る。 ※特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地1,300haを優遇	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	民間老朽住宅建替支援事業に係る事務	民間老朽住宅の自主更新を促進するため、全市域を対象に老朽住宅の所有者等に対して、建替相談やハウジングアドバイザーの派遣、建替建設費補助、従前居住者家賃補助、賃貸住宅建設資金融資等を行っている。また、防災性向上重点地区や優先地区においては、建替建設費補助等の要件緩和や補助率優遇を行うとともに、狭あい道路に面した敷地等における老朽木造住宅の除却費に対する補助を実施している。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	生野区南部地区整備事業(住宅市街地総合整備事業関係)に係る事務	H6年度より、本市の密集住宅市街地整備のモデル事業として、老朽木造住宅が密集し、都市基盤が未整備な生野区南部の98.5haの区域において、民間老朽住宅の建替えや狭あい道路の拡幅整備の促進、まちかど広場の整備に加え、従前居住者向け住宅の建設と都市計画道路・都市計画公園等の公共施設整備を一体的に実施している。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	組合等の施行する土地区画整理事業に要する費用の融資事務	・組合等の土地区画整理事業施行者が国から融資を受ける際に必要となる手続き事務	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	弁天町駅前活性化施設の整備に関する事務	・港地区復興土地区画整理事業の完了を記念し、地元地域と連携、調整しながら行なう施設整備事務(港区) ※文化ホール等の複合施設整備を予定しており、基本構想策定などの業務あり	都市整備局	任意			○	
	土地区画整理事業に伴い整備された地域活性化施設の維持管理事務	・土地区画整理事業の完了を記念し整備された、湊町リバープレイス(浪速区)、アゼリア大正(大正区)、マリンテニスパーク北村(大正区)の管理運営事務	都市整備局	任意			○	
	都市再開発融資制度に係る事務	本市施行の市街地再開発事業によって建設される建築施設の部分を買い入れる者に必要な資金や、都市再開発事業の施行に伴い移転等に要する資金を融通することによって、市街地の再開発を促進させていくものであるが、民間金融システムの充実によりH19年度末をもって融資受付は廃止している。現在は、未償還分の預託事務を行なっている。なお、融資期間は最長で30年以内。	都市整備局	任意			○	
景観行政	わがまちナイススポットの発見(都市景観資源の発掘・活用)	・景観的に優れた、新しい建物や歴史的建造物、橋や樹木等はいずれも、地域の景観を特徴づける重要な役割を担っている。こうした景観形成上の大切な資源を、都市景観条例に基づき「都市景観資源」として登録し、パネル展示・ホームページ掲載等により、多くの方に知っていただき、地域の景観づくりに積極的に活用している。	都市計画局	任意			○	
	景観形成方策の推進	・アメニティと美しさに満ちた大阪らしい都市景観の形成に向け、市域の景観の向上と地域の特性を生かした都市景観をつくっていくことを目的として、景観計画及び景観形成推進計画に基づく施策の推進に向けた調査・検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	建築美観誘導関連事務	・御堂筋、なにわ筋など都心の主要な6路線に関して、建築物・広告物の具体的な誘導基準(建築美観誘導基準、御堂筋沿道建築物のまちなみ誘導に関する指導要綱)を定め、建築物の建築及び屋外広告物の設置など景観に配慮すべき行為が生じる際には、事業者からの事前協議の申出を受けるとともに、各基準に従った誘導を行っている。	都市計画局	任意			○	
	魅力あるリバーフロント形成検討	・中之島から安治川を経て海にいたる「海の御堂筋」について、川沿いの建物所有者や企業・住民と協働し取りまとめた、「魅力あるリバーフロント形成に向けた基本方針」に基づいた取組みを推進していく。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋彫刻ストリート	・大阪のメインストリートである御堂筋をアメニティ豊かな芸術・文化軸として整備するため、沿道企業等から寄附いただいた彫刻作品を御堂筋に設置するとともに適切な維持管理を行う。また、市民の方々を対象として専門家による解説付きで鑑賞するガイドツアーを実施し、御堂筋の魅力を情報発信していくツールとして活用していく。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	都市景観委員会	・都市景観の形成に関する技術的又は、専門的な事項について調査・審議することを目的とした大阪市都市景観委員会の運営を行う。	都市計画局	任意			○	
建築基準法関係	建築基準法に関する任意事務	・建築基準法に関する各種情報提供や普及啓発 ・申請書の受付及び手数料の徴収 ・建築相談 ・「建築計画の事前公開制度に関する指導要綱」に基づく届出及び報告の受理 ・「高層建築物等の防災措置に関する要綱」に基づく防災計画書の受付及び審査 ・「大阪市建築物の環境配慮に関する条例」に基づくCASBEE大阪みらい届出書の受理等 ・「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取り扱い要領」に基づく大規模建築物事前協議書の日影規制審査	都市計画局	任意			○	
	民間開発に伴う手続き(大規模・地下街)	＜民間開発に伴う交通処理計画の調整＞ 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領・同実施(技術)基準」に基づき、建設計画区域の周辺の道路交通を悪化させることのないよう駐車施設等の確保について、事業者と事前協議を行う。 ＜大規模小売店舗立地法関連＞ 大規模小売店舗の立地により新たに発生する来客の自動車の交通が周辺道路における交通へ与える影響や、影響への対策について、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持についての適正な配慮を行うよう、大規模小売店舗を設置する者と協議を行う。 ＜地下街連絡協議会＞ 地下街の新設・改築や、地下街や地下鉄駅コンコース等と、他の建築物の地下階とを接続する場合に、防災、衛生、交通等総合的な観点から公共的利用の安全を確保するため、当該事業者と協議を行う。	都市計画局	任意			○	
	開発誘導行政の企画・指導等に関する事務	開発誘導行政に係る調査・立案事務、 「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に関する関係事務(一定規模以上の建築物について公共施設等との均衡調整を図るため、関係局が連携して事業者と本市が事前協議を行う。)、 「建築物に付属する緑化指導」に関する関係事務(敷地面積500㎡以上で建築を行う場合、事業者と本市で事前協議を行い、敷地面積の3%以上の緑地確保を指導する。)、 「ワンルーム形式集合建築物指導要綱」関係事務(ワンルーム形式集合建築物を対象として、事業者と本市が計画と管理に関する事項について事前協議を行う。)、 「建築物における自転車駐車場の附置等に関する条例」関係事務(一定規模以上の集客施設、共同住宅における自転車駐車場の設置・管理に関する届出)、 住宅附置誘導関係事務(JR大阪環状線内側及びその周辺の対象区域内において、主用途が事務所又は店舗である建築物について住宅附置を誘導する。)、 建築誘導行政の企画・調整事務	都市計画局	任意			○	
	高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する任意事務	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に規定する建築物に関する、工事着手前の事前協議、立入調査、勧告、公表事務。	都市計画局	任意			○	
	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく制限の緩和に関する事務	「大阪府福祉のまちづくり条例」第29条における制限の緩和についての認定事務	都市計画局	任意			○	
	大阪府福祉のまちづくり条例に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	大阪府福祉のまちづくり条例第41条に基づく建築物に係る事前協議等、立入調査、勧告及び公表等に関する事務	都市計画局	任意			○	
	大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度に関する届出受理等	ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりといった課題に対処するため、大阪府自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地において建物を建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付けている。	建設局	任意			○	
開発指導	建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する業務	大阪府建築物に附属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づき、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出の受理、報告若しくは資料の徴収及び立入調査若しくは質問に関する事務を行っている。 この条例は、建築物に附属する特定の設備等において事故が発生した場合の届出について必要な事項を定めるとともに、その届出に係る情報を基に事故の原因を明らかにし、事故に関する情報の共有化を図るために必要な措置を講ずることにより、事故の再発及び同種の事故の発生を防止し、もって府民生活の安全の確保に資することを目的とする。	都市計画局	任意			○	

別表第1-5(任意事務(8. まちづくり))

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	駐車施策に関する事務(指導協議事務)	・「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」や「大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱」を定め、一定規模以上の建築物を建築等する際に事業者等と駐車場設置の指導や協議により、路上駐車を防止し良好な都市環境の改善に取り組む。 ・「大規模小売店舗立地法」に基づく駐車場設置に関する協議を行う。 ・「大阪市ひとにやさしいまちづくり要綱」に基づく駐車場(※)設置に関する協議を行う。 ※ 駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない建築物以外の路外駐車場(機械式を除く)	都市計画局	任意			○	
広域計画	近畿ブロックの社会資本整備重点方針関連事務	地方ブロックの社会資本の重点整備方針策定に向けて、本市意見を計画に反映させ、本市の主要施策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
地価監視 (届出受理・情報提供)	土地情報の提供に関する事務	○地価公示(国土交通省)、地価調査(都道府県)等の公的地価評価の結果について、GIS(マップナビおさか)を利用して、市内の情報を提供。 ○地価公示、地価調査等の調査結果について、市内の情報を取りまとめ、ホームページや窓口において情報提供。	都市計画局	任意			○	
広域的な交通基盤の整備	民間開発に伴う手続き(鉄道)	・鉄道線路は原則として道路に敷設してはならないが、都市部で新たに鉄道線路専用の敷地を確保することが困難な状況も想定されるため、「国土交通大臣の許可を受けた時は、この限りではない」(鉄道事業法第61条第1項)とされている。 ・許可に当たっては、道路に敷設する路線が道路管理上支障を及ぼさないことが必要であり、都道府県知事が道路の管理者の意見を聞くこととされている。(鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令第2条) ・当該事務は、上記手続きに当たって関係機関等との協議・調整を行うものである。	都市計画局	任意		○		
	北陸新幹線・リニア中央新幹線促進関連事務	北陸新幹線及びリニア中央新幹線の大阪までの早期全線整備等について、関係機関と連携し、国等関係先に働きかける。	都市計画局	任意		○		
	鉄道整備連絡事務(新)	リニア中央新幹線や現在建設中の大阪外環状線を始めとした近畿地方交通審議会答申第8号に位置付けられている路線等に関して、国・鉄道事業者等の協議やその資料の作成等に必要なる事務	都市計画局	任意		○		
	MDCへの公的施設管理運営補助	大阪市特定団体経営監視委員会(現、経営監視会議)に諮りながら、大阪シティエアターミナルビルの持つ公共性維持と運営会社(MDC)の経営の安定化を図るため、MDCへの公的施設の管理運営補助を実施する。	都市計画局	任意		○		
	地域交通政策	大阪外環状線の建設促進関連事務	本事業は、現在の城東貨物線の施設や用地を活用しながら複線化・電化を行うとともに、新大阪駅に至る連絡線を新設し、新大阪から大阪東部地域を経てJR関西線久宝寺駅に至る旅客線・大阪外環状線(延長約20.3km)を整備するものである。本事業について、関係各所との連絡調整を行い、スムーズな事業進捗を図る。また、整備事業者である大阪外環状鉄道(株)に対し、出資等を行う。 ※出資金額:42億円 補助金額:30億円 貸付金:101億円(H23年度末)	都市計画局	要綱等	一般市		○
	鉄道の安全性の向上関連事務	国の制度に基づき、大阪府とも協調し、鉄道駅耐震補強事業について、鉄道事業者等と調整を図りながら、その整備費用の一部に対して、助成を行い、民間の既存鉄軌道の安全対策の推進を図る。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	交通政策関連事務(バス・基礎)	○目的 地域住民の日常生活に必要な乗合バス(「コミュニティ系バス」)サービスのうち、一定の需要が見込まれるものなどについて、その運行の維持に必要な経費の一部を助成することにより、バス交通の確保に努めている。 ○対象者 コミュニティ系バス運行事業者	都市計画局	任意			○	
	交通政策関連事務(バス・広域)	バス利用促進やバスサービスの改善等のバス交通の活性化策についての検討を行う。また、路線バスの利便性及び安全性の向上、並びに利用環境改善の促進等を図るため、事業者との調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	駐車施策に関する事務(検討調査)	高齢化社会の到来やEVの普及など、車を取り巻く環境が大きく変化し、大都市大阪の将来像「自動車を抑制し、都心部を人に開放する、歩いて楽しい都市」を目指す中で、総合的な駐車施策の立案に関する検討調査を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	交通政策関連事務(駐車対策推進)	【迷惑駐車防止のための広報啓発】 ・迷惑駐車の防止に関する施策を推進するため制定した「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページ等により市民・事業者 に駐車場情報を提供し、広報することにより、迷惑駐車追放の推進を図る。 【民間駐車場建設資金融資制度】 ・民間での駐車場建設及び民間賃貸共同住宅の駐車場建設を促進し、 道路交通の円滑化や都市機能の向上、また居住環境の向上等を図ることを 目的に、駐車場及び賃貸共同住宅の入居者の駐車場の建設に必要な資金の 一部を低利で融資する。 ・平成15年度から新規融資の申込受付は休止しており、現在、事務として は、既存融資に係る銀行への年度ごとの預託に関するものが中心となる。	都市計画局	任意		○		
	交通戦略のあり方検討調査	少子高齢化や地球環境問題の顕在化などの社会状況の変化に対応した、利便性の高い都市交通を有するまちの実現に向けて、鉄道やバスといった公共交通機関に関する施策や自動車利用者の交通行動の転換を促す施策(TDM)などの各都市交通に関する施策について総合的な検討を行う。 平成24年度については、都心部の自動車交通を抑制する道路交通ネットワークのあり方の検討や、鉄道やバスの公共交通について、今後のあり方や利便性の向上、利用促進の施策の検討を行う。	都市計画局	任意		○		
	総合交通対策関係事務(新)	都市交通の総合的な施策を策定し、もって良好な生活環境及び円滑な都市活動に適合した都市交通機能を向上させるための施策を推進するための事務 ※実態上の事務は庶務事務(備品等)	都市計画局	任意		○		
	交通バリアフリー化の推進	鉄道駅舎について、重点整備地区の内外に関わらず、鉄道事業者にエレベーター設置等を働きかけバリアフリー化を推進する。	都市計画局	任意		○		
	モビリティ・マネジメントの推進(港区)	港区では国道43号沿道環境の改善に向けたソフト対策として、行政や産業界、高速道路会社などからなる「環境にやさしい交通をすすめるプロジェクト検討会」を立ち上げ、区民や事業者を対象に、公共交通機関の利用促進や自動車利用の抑制、エコドライブの促進、環境学習、事業所意見交換会などの各種モビリティ・マネジメント施策を実施している。	都市計画局	任意		○		
成長戦略・グランドデザイン関連まちづくり	グランドデザイン・大阪の推進	2050年を目標に、大都市・大阪の都市空間の姿を示すとともに、創造的な人材が集積し、住み、働き、楽しみたくなる魅力・環境を備えた大都市・大阪をめざすため、府市統合本部の下で平成24年6月に策定した「グランドデザイン大阪」の実現に向け、府及び関係部局と連携しながら検討・協議・調整等を行う。	都市計画局	任意		○		
	うめきた地区開発関連事務	・うめきた地区の開発では、人、情報、知識が集積し交流する知的創造拠点(ナレッジ・キャピタル)の形成を図るとともに、大阪の新しい顔にふさわしい風格ある景観、潤いと水と緑豊かな都市環境の創出をめざしている ・先行開発区域については、平成25年4月のまちびらきをめざしてプロジェクトが進められているが、エリアマネジメントなど公民連携したまちづくりを推進する。 ・2期開発区域の土地利用の方向性や基盤整備については、広域的な都市機能の観点も含めて、今後、議論が必要となっており、民間提案を受け、創意に富んだ、実効性のある開発計画について検討を進める。	都市計画局	任意		○		
	大阪駅北地区等における土地区画整理事業に関する検討事務	大阪駅地区西側エリア(約21ha)が緑地などを含めた多様な土地利用が可能となるような整備手法について、計画検討、関係機関等との調整協議事務を行う。	都市整備局	任意		○		
	新大阪・淡路周辺地区まちづくりの検討	阪急電鉄の新大阪連絡線(新大阪～淡路間)鉄道免許の廃止(平成15年3月)に伴う跡地利用や跡地周辺のまちづくりについて、関係者と調整を行う。	都市計画局	任意		○		
	地域まちづくり	中之島地区のまちづくりの推進に関する事務 主として次の事項に関して、本市関係部局及び各施設管理者や、民間事業者等との協議、調整業務を担う。 ・地区全体の地権者から成る「中之島まちみらい協議会」の窓口となり、公民一体となったまちづくりの推進。 ・中之島地区における民間開発の誘導により、緑道等歩行者ネットワークの形成や広場等オープンスペースを確保し、にぎわいやゆとりを感じさせる魅力的な都市空間の形成。	都市計画局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	西梅田地区周辺開発の推進	西梅田地区では、土地区画整理事業による都市基盤整備とともに、都市計画手法を活用して大阪駅前にふさわしい文化・国際・情報の都市機能を備えた良好な都市空間が民間開発により形成されてきた。平成20年には地区に隣接してプリーゼタワーが竣工し、現在も大阪中央郵便局についても、建替えに向け取り組んでいるところである。今後も引き続き、西梅田地区周辺において、民間事業者と連携調整しながら、活力と魅力あるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意			○	
	中之島西部地区開発の推進	都市再生緊急整備地域内に位置しながら、大規模な低未利用地が多い中之島西部地区について、民間地権者と連携調整しながら実現可能な開発計画案を検討し、中之島にふさわしい都市機能の導入や魅力ある都市空間形成を誘導していく。	都市計画局	任意			○	
	都心機能活性化地区開発計画の検討	都市の再生につながる開発可能な地区について、民間開発のタイミングをとらえて適切な規制や誘導等を講じるなど、民間のエネルギーを最大限活用した活力と魅力のあるまちづくりを推進していく。	都市計画局	任意			○	
	難波地区の再開発の推進	業務・商業施設が集積した「ミナミ」に立地する難波地区において、国際化に向けた都市機能の集積やアメニティ性の高い都市拠点の創造に向け、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	湊町地区(ルネッサなんば)開発の推進	都心ミナミに隣接した湊町地区において、複合的な都市機能の集積によるにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	御堂筋の活性化	御堂筋の活性化に向けて、御堂筋を国際的大都市にふさわしい多機能型へと転換し、高さ規制を含めたクオリティの高い都市景観の実現、都市魅力の向上・活性化をめざした民間主導のエリアマネジメントの展開に取り組む (具体的な取り組み) ・地区計画等の見直し(高さ規制の撤廃) ・にぎわい施設を誘導するためのインセンティブのあり方の検討 ・オープンスペースの利活用方策の検討 ・エリアマネジメントのあり方の検討 等	都市計画局	任意			○	
	淀川・大和川沿川整備協議会に関する事務	近畿地方整備局や沿川等の関係機関と連携を図りながら(淀川沿川整備協議会、大和川沿川整備協議会における協議・調整等)、淀川及び大和川における高規格堤防の整備の推進と沿川地域の整備方針等の調整を行う。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	JR阪和貨物線跡地の活用検討調査に関する事務	JR阪和貨物線が平成21年3月に廃線となり、平野区・東住吉区・住吉区の3区にまたがる大和川周辺などで新たな空間が生まれることから、線路跡地を市民にとって有効に活用するための検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	中心市街地の活性化に向けた環境整備	市域全体が既に市街化しており、各区の駅周辺を中心に都市機能や商業機能が集積し、コンパクトなまちとなっていることを踏まえ中心市街地活性化法の窓口として、同法の活用について連絡調整を実施する。 (中心市街地活性化法、人口減少・超高齢化社会の到来を迎える中で、高齢者をはじめ多くの人々にとって暮らしやすいまちとなるよう、様々な機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりの実現)	都市計画局	任意			○	
	アイ・スポットの企画・管理運営	大阪の都市再生のシンボルゾーンである「大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺」などの大規模開発・まちづくりの情報や、商都大阪の中心として長い歴史をもつ船場地区等の歴史・文化・イベント情報の発信、まちづくりに関する講座に実施ならびに関係団体等の交流等を行う施設である「アイ・スポット」(もと愛日小学校跡地)の企画・管理運営を行う。(中央区)	都市計画局	任意			○	
	岩崎橋地区開発の推進	都心西部地域の活性化の拠点である岩崎橋地区において、大阪シティドームを核としてにぎわいのあるまちづくりに向けて、民間開発を推進する。	都市計画局	任意			○	
	桜ノ宮地区まちづくりの検討	大阪市の処分検討地(水道局:もと職員研修センター)や、売却予定の民間用地について、地域にふさわしい土地利用、都市機能が導入されるよう区や関係局と調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	淀川区役所跡地活用の検討	淀川区役所跡地は処分検討地となっているが、地元からは区役所跡地の有効活用を求める要望がなされている。地域にふさわしい土地利用がなされるよう、活用方策の検討や関係局・区・周辺地権者等との調整を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	あいりん地域における総合的生活環境の整備	あいりん対策については昭和47年より愛隣対策推進会議を設置し、地域の活性化を図る方向で取組みを進め、平成17年10月には、愛隣対策推進会議のもとに「医療・福祉対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置した。計画調整局が担当をしている「住宅・まちづくり対策分科会」では、地域が抱えるハード面の課題を中心に、抽出・整理を行いながら、関係各局・区とも連携・協力し、あいりん地域のかかえる課題の解決に向けた検討を行っている。	都市計画局	任意			○	
	萩之茶屋地域における環境改善の検討	平成21年2月に愛隣対策推進会議の下に設置された、萩之茶屋地域環境改善特別チームの一員として、萩之茶屋地域周辺の環境改善についての検討を行っている。	都市計画局	任意			○	
	平林地区まちづくりの検討	平林地区については、近年の原木輸入の激減、製品輸入の増加により貯木場の利用が大幅に低下している。このため、地区の活性化を図る再開発整備が要望されていたが、平林四号地東地区について、平成20年に区画整理会社を設立、平成22年7月に事業認可を受け、区画整理事業を進めている。計画調整局として都市整備局、港湾局とともに地元の研究会に参画し、平林地区のまちづくりについて行政的な面での助言などを行っている。	都市計画局	任意			○	
	天下茶屋駅前活用活性化方策の検討	南海本線の連続立体交差化に伴ない廃止された車両工場跡地の利用計画については、大阪市と南海が協議しながら進めてきている。現在、暫定利用がなされている用地に対して駅前にふさわしい良好な市街地環境の整備となるよう活用方策の検討を行っている。	都市計画局	任意			○	
	加美駅周辺地区まちづくりの検討	加美駅周辺のまちづくりの課題としてあげられている、平成20年3月開業の大阪外環状線(大阪東線)新加美駅と関西線加美駅との乗り換え連絡や、関西線連立事業推進時の周辺まちづくりについて、関係局と情報交換を行いながら検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	八尾空港西側跡地活用方策の検討	大阪市、八尾市にまたがる大阪航空局所管用地である八尾空港西側跡地について、まちづくりに配慮した効果的な用地処分がなされるよう、庁内関係部署とも調整を図りながら、国、八尾市、大阪府で組織する検討会で、検討協議を行っている。	都市計画局	任意			○	
	常盤地区まちづくりの検討	天王寺・阿倍野ターミナルに隣接する常盤地区は、大規模未利用地が点在するとともに、道路幅員は狭く、そのポテンシャルを生かしきれていない状態が続いていたが、平成20年9月に、常盤官舎跡地等の再開発(あべのand)に合わせて地区南北道路の拡幅整備が完了すると共に、懸案事項だった地区東西道路の整備も実現。残るまちづくりの課題について地権者、地元、区、関係局と調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	京橋駅周辺地区まちづくりの検討	京橋駅周辺地区は、大阪都心東部の玄関口である京橋駅を中心とした地区である。JR片町線・東西線による南北の地域分断により、O・B・P地区や周辺公共施設との連続性に欠けているため、有効な土地利用がなされていない。このような状況にある京橋地区の都市機能の強化を図り、大阪の東の拠点地区としてふさわしいまちづくりをおこなうため、JR片町線・東西線の地下化に伴う都市計画道路や土地区画整理事業等の計画に関する調整を行う。 また、公社経営健全化計画に基づき、平成20年10月から住宅展示場用地として10年間の定期借地契約を締結している地区内の局所管用地について、契約の履行監理を行う。	都市計画局	任意			○	
	淀川連絡線跡地活用の検討	淀川連絡線跡地は、昭和57年の国鉄淀川連絡線廃止後、国鉄清算事業団より平成3年度から5年度にかけて本市が取得した。(幅員:10~30m、延長:約2km)東側の比較的狭幅員の部分はまちづくり交付金を活用し、遊歩道を整備してきたが、西側の比較的広幅員の部分は様々な土地利用の検討が可能であることから、土地所管局や関係先と協議しながら跡地活用の検討を行う。	都市計画局	任意			○	
	JR大阪臨港線跡地活用の検討	JR大阪臨港線跡地は、貨物専用線であったJR大阪臨港線が平成18年4月に廃線となったものである。跡地の活用について、「災害時には避難通路としても活用でき、区民が憩える緑豊かなオープンスペース」といった要望が出されており、区役所と連携して活用内容について検討し、土地所有者のJR西日本、JR貨物と協議を行う。	都市計画局	任意			○	
	中島工業団地の開発調整	西淀川区の中島2丁目にある中島工業団地(約137ha)の開発について、大阪市と工業会が締結した「中島工業団地の整備に関する基本協定」に基づき、開発の進捗監理、調整を行う。	都市計画局	任意			○	
	船場地区まちづくりの検討	船場地区の良好な都市空間や生活空間の形成に向けて、まちづくりの機運を高めるために、地域と協働した取り組みを行うとともに、船場地区のまちづくり施策等の検討を行う。	都市計画局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	まちづくり活動支援事業に関する事務	【まちづくり活動支援事業】 市民によるまちづくりの初期段階において、身近なまちの整備・改善及び保全等に向けてまちづくり活動を行う市民等の団体で一定の要件を満たすものを「まちづくり推進団体」として認定している。この認定団体には5年間を限度にまちづくり専門家を派遣するとともに活動費の一部を助成し、区役所と連携しながらまちづくり活動を支援している。 【まちづくり活動普及啓発事業】 市民主体のまちづくりに関心のある人等を対象にまちづくり担い手育成講座を開催し、地域でのまちづくりを担う人材を育成している。また、ホームページ等を通じて、地域の自発的なまちづくり活動情報の発信を行うとともに、まちづくり推進団体等の活動発表会を開催し、情報交換と地域間のネットワークの形成を図っている。	都市計画局	任意		○		
	高度情報化推進事業に関する事務	高度情報化社会の推進に対応したまちづくりを推進するために、各種協議会等に参加し、情報収集、発信するとともに、個別の課題についての調査を行う。	都市計画局	任意		○		
	歴史的建築物の再生・活用の促進に係る事務(生きた建築ミュージアム)	生きた建築ミュージアムとして、御堂筋及びその周辺に集積する近代建築をはじめとする歴史的建築物の再生・活用を推進し、都市魅力を発信する。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	HOPEゾーン事業	大阪のまちが持つ豊富な資源や多彩な人材を活かし、まちの元気と魅力を引き出すことを目的とする事業で、歴史・文化的資源に恵まれた地区や生活利便性の高い職住近接の都心部、住商一体となったにぎわいのある地区等、本市の居住地魅力の向上に資する高いポテンシャルを持った地区を大阪のイメージを高めるゾーン(HOPEゾーン)として位置付け、地域住民等と連携・協働して、地域資源の掘り起こしや情報発信、建物の修景整備など、様々なまちづくり活動を展開しながら、地域特性を活かした魅力あるまちなみづくりを促進していく。 ※現在、天満、船場、空堀、住吉大社、田辺、平野 (北区・中央区・住吉区・東住吉区・平野区)	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	マイルドHOPEゾーン事業	上町台地のうち、JR大阪環状線の内側約900haを、大阪市における都市居住のリーディングゾーンとして位置付け、魅力ある居住地づくりに取り組むNPO等の活動への支援やまちづくり活動のネットワーク化、魅力情報の発信等を行うとともに、地域魅力を高めるポイントとなるエリアにおいて修景等に取り組むことにより、地域特色を活かした居住地づくりを進める。 ※四天王寺・夕陽ヶ丘(天王寺区)	都市整備局	要綱等	一般市		○	
港湾事業	下水施設関連業務	・臨海部(港湾局所管)の下水施設の維持管理 ・臨海部(港湾局所管)の下水施設への接続に伴う排水協議 など (対象者) 市民、事業者 など ※臨海部開発に伴う下水管延長 約31km(舞洲地区約23km、咲洲地区約8km)、舞洲汚水ポンプ場	港湾局	任意		○		
	埋立事業等の業務	(目的) 埋立は、市民生活や企業活動等から生じる廃棄物や公共工事に伴う建設残土・浚渫土砂の処分に必要であり、処分終了後の用地については、既成市街地で確保困難な貴重な空間として、時代時代の社会・経済的要請に応じて柔軟に活用し、今後の大阪・関西の成長・発展に資する。 (内容) ・埋立造成(護岸、埋立) ・道路・埋設等の基盤整備の実施 ・埋立地の分譲 ・まちづくりに係る連絡調整 など (対象者) ・市民、企業など	港湾局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
公社住宅事業	公社住宅事業に係る事務(地域優良賃貸住宅関連)	(目的) 老朽化した公社賃貸住宅の建替えにあたり、新たに建設し管理する優良な賃貸住宅に対して、地域優良賃貸住宅制度等の国の補助制度を活用し、建設費補助を実施するとともに、入居者に家賃減額を実施することにより、市内の居住水準の向上と定住促進を図る。 (入居資格) 月額所得が48万7千円以下の者で、子育て世帯・高齢者世帯・障がい者等世帯の者。 (建設費補助) 標準建設費の1/3に相当する額を限度とし、国と本市でそれぞれ1/2を負担する。 (家賃減額補助) 公社が家賃と入居者負担額との差額を家賃から減額する場合に、公社に対して減額に要する費用を補助する。 (その他) 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき建設・管理している高齢者向け優良賃貸住宅については、地域優良賃貸住宅関連として整理する。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
多様な世帯に対する居住支援	優良建築物等整備事業等の維持管理に係る事務	一定の要件を満たす民間マンションを建設する事業者に対して建設費の一部を補助する事業につき、H19年度をもって新規採択を停止し、H21年度で全ての補助事業が完了したが、現在は補助要件に基づいた適切な維持管理の状況を確認・指導する業務のみを行なっている。	都市整備局	任意			○	
	子育て安心マンション認定制度に係る事務	子育てに配慮した仕様の住戸と子育てを支援する環境を備えたマンションを認定し、広く内外に発信することにより、子育てに資する居住環境整備と子育て世帯の市内居住を促進する。	都市整備局	任意			○	
	新婚世帯向け家賃補助制度に係る事務	【目的】 市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して家賃の一部を補助することにより、若年層の市内定住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的としている。 【事業対象】 ・婚姻要件: 申込日現在で過去2年以内に婚姻届出している世帯 ・年齢要件: 申込日現在で夫婦ともに40歳未満の世帯 ・住宅要件: 市内の一定家賃以上の民間賃貸住宅に居住する世帯 ・収入基準: 前年の世帯収入が一定額(430万5千円)以下の世帯 【家賃補助額】 実質家賃負担額(共益費等を除く毎月家賃から住宅手当を除いた額)から5万円を控除した額を受給開始後36か月までは15,000円、37ヶ月以降は20,000円を限度に最長72ヶ月間補助。 【事業規模】 (H23年度実績)補助件数: 28,868件 家賃補助額: 4,381,507千円	都市整備局	任意			○	
	新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度に係る事務	【目的】 市内で供給・建設される民間住宅をフラット35や民間金融機関の融資(返済開始時から当初5年間は、融資利率(優遇後)が年1.1%以上の固定金利)を受けて取得する新婚・子育て世帯を対象に、融資額の償還元金残高に対し、年0.5%以内(融資利率-1%で0.5%上限)の利子補給を5年間行うことにより、若い世代の市内定住の促進をはかり、活力あるまちづくりを進める。 【申込資格】 本制度の申込日時時点で新婚世帯(夫婦いずれも満40歳未満で婚姻届出後5年以内の世帯)又は子育て世帯(申込者又は配偶者に小学校6年生以下の子どもがいる世帯)であり、売買・譲渡・賃貸契約の締結日(H17年4月1日以降)から1年以内又は融資実行日までに申込手続をする者。前年の所得金額が1200万円以下。住民税や固定資産税を滞納していない者。	都市整備局	任意			○	
	留学生住宅供給事業に係る事務	・民間土地所有者等が建設する優良な賃貸住宅を、大阪市住宅供給公社が20年間にわたり借り上げ、外国人の私費留学生向けに低廉な家賃で良質な住宅を供給する。 ・本市は、建設費の一部及び入居者の家賃を減額するための費用を補助する。 (北区のみ)	都市整備局	要綱等	一般市		○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	高齢者向け優良賃貸住宅事業に係る事務	【目的】 旧の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、大阪市内において良好な居住環境を整えた高齢者向けの優良な賃貸住宅を整備しようとする賃貸事業者に対して、供給計画の認定等を実施する。 なお、上記法律がH23年10月20日付けで改正され、高齢者向け優良賃貸住宅制度は廃止となったが、認定を行った住宅においては適切な状態で管理されていることを確認している。 〈入居者及び同居者の資格〉 月額所得が48万7千円以下の者で高齢者(60歳以上)である者 ※サービスつき高齢者向け住宅の事業と統合されており、現在の事業内容は、認定した住宅が適切な状態で管理されていることを確認するのみ	都市整備局	要綱等	中核市		○	
	大阪市エコ住宅普及促進事業に係る事務	断熱性能の向上、創エネ設備等の設置など一定の基準を満たす住宅の建設・改修計画を認定するとともに、認定住宅の購入・改修等にかかる融資に対する利子補給を行うことにより、省エネルギー、省CO2住宅の普及を促進する。	都市整備局	任意			○	
	大阪市ハウジングデザイン賞表彰制度に係る事務	・魅力ある良質な都市型集合住宅を表彰し、その優れた面を明らかにすることにより、良質な都市型集合住宅に建設促進に資するとともに、広く市民及び住宅供給者の住宅に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 ・公募による推薦住宅について書類・現地審査を行い、選考有識者会議において意見を聴取し表彰住宅を決定し表彰する。	都市整備局	任意			○	
	住まい情報センター事業に係る事務	住まい情報センターを拠点として、本市住宅施策・公的住宅などの情報提供や住まいに関する一般的な相談、専門的な相談に対応するとともに、住まいに関するセミナー等の開催、住まい関連の図書や資料を揃えたライブラリーの設置などによる普及啓発を行っている。また、大阪の住まいや暮らしの歴史等の展示や広報誌の発行などにより、「住むまち・大阪」に対する愛着とイメージアップを図っている。	都市整備局	任意			○	
	マンション購入資金融資制度に係る事務	【目的】 大阪市内で供給される一定水準以上のマンションの購入を予定する者で、資金不足のためマンションを取得することが困難な者に対し、取得に必要な資金について、大阪府が金融機関に融資のあっせんを行い、マンションの取得の促進を図り、もって居住水準の向上に寄与することを目的とする。 【制度概要】 H16年度までに受付した既融資分について、取扱金融機関に償還残額に対する再預託と償還管理を行う。	都市整備局	任意			○	
	優良賃貸住宅建設資金融資制度に係る事務	・市内に、居住環境が良好で適正な家賃の住宅を供給するため、民間の土地所有者等が、本市の定める基準に適合した優良な賃貸住宅を建設する場合に、その建設資金の融資を斡旋する。 ・本制度に係る融資の受付は、H16年度末をもって終了しており、現在は継続分の低利融資維持のための金融機関への利子補給及び預託の事業と、償還管理等を行っている。	都市整備局	要綱等	一般市		○	
	災害復興マンション購入資金融資制度に係る事務	【目的】 阪神・淡路大震災による被災者が市内のマンションを購入する場合に、その購入を容易にするため、長期かつ低利の融資のあっせんを行う。 【制度概要】 H6～10年度に受付した既融資分について、取扱金融機関に償還残額に対する再預託を行い、低利融資の継続を実現する。	都市整備局	任意			○	
建築物の安全確保(耐震化促進等)	民間建築物におけるアスベスト対策の推進	アスベストによる健康被害に対する市民の不安を早期に解消するため、各種セミナー等を活用した啓発リーフレットの配布・送付を行うとともに、本市として把握に努めてきた、アスベスト対策が未実施である建物所有者等に対し、個別の働きかけをおこない、露出したアスベストの含有調査、除去等対策工事費用に対する補助等を行い、アスベスト対策に関する市民の意識の向上を図る普及啓発活動を行う。	都市計画局	要綱等	一般市		○	
	防災力強化マンション認定制度に係る事務	耐震性や耐火性など建物の安全性に関する基準に適合することに加え、被災時の生活維持に求められる設備・施設等の整備、住民による防災活動等の実施など、ハード・ソフト両面で防災力が強化されたマンションを認定し、広く情報発信することにより、災害に強い良質なマンションの整備を誘導し、防災性の向上を図る。	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	建築物の耐震化促進に関する普及啓発等に係る事務(大阪市耐震改修支援機構関連)	・大阪市における民間木造住宅の耐震化を促進するため、公的団体や建築関係団体と連携し、H20年に「大阪市耐震改修支援機構」を設立した。 ・大阪市耐震改修支援機構では、耐震セミナー、耐震に関する個別相談会、耐震出前講座、耐震改修現地見学会等の普及啓発活動の実施協力や、耐震診断・耐震改修の実績のある事業者の紹介等を行っており、本課においては、H24年8月より事務局業務を行っている。	都市整備局	任意			○	
管財事務 (港湾局)	賃貸地(臨港地区外)の業務	(目的) 在来地のうち臨港地区外にある所管不動産の管理及び処分等 (内容) ・臨港地区外の賃貸借契約事務(約80件) ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など (対象者) 市民、事業者など	港湾局	任意			○	
	賃貸地(臨港地区内)の業務	(目的) 在来地のうち臨港地区内にある所管不動産の管理及び処分等 (内容) ・臨港地区内の賃貸借契約事務(577件) ・土地賃貸料収納事務 ・賃借人への随意売却 ・土地の商品化(測量、不動産鑑定など)など (対象者) 市民、事業者など	港湾局	任意			○	
内部事務	庶務関係業務	・局の人事・組織・給与事務 ・局長改革マニフェスト ・局経営方針の進捗管理 ・局予算・決算の総括、契約事務 ・局の文書管理 ・市会関係業務 ・秘書関係業務 ・職員研修関連業務 ・広聴・広報 等	都市計画局	任意			○	
	都市整備局総務関連事務	都市整備局における庶務、経理、契約及び企画関係事務を総括し、局内外の調整を行うほか、局総務部以外の部の主管に属しない事務を処理する。	都市整備局	任意			○	
	住宅施策の企画立案に係る事務	「住生活基本法」や「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」等をふまえ、住宅施策の企画立案や総合調整を実施する。	都市整備局	任意			○	
	庶務関係業務	(目的) 港湾局業務を実施するにあたり必要となる庶務関係業務 (内容) ・庁舎管理業務 ・市会関係・文書管理業務 ・計理・予算決算業務 ・契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・法規・コンプライアンス関係業務 ・OA関係業務 ・行財政改革・企画関連業務 ・外郭団体監理業務 (対象者) 市民 など	港湾局	任意			○	

《9. 都市基盤整備》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
連続立体交差事業	連続立体交差事業 (阪急電鉄京都線・千里線)	【連続立体交差事業】 ・事業中箇所 阪急電鉄京都線・千里線(東淀川区)1か所 ・事業概要 延長7.1km、事業完了予定H32年度、総事業費1,632億円 - 進捗率:21% ※新たな大都市制度移行後に実施する連続立体交差事業について「交通渋滞の解消」、「まちづくりへの寄与」の2つの側面から判断する。 (1)まちづくりが主体のものについては特別区が基本 (2)交通渋滞の解消が主たる目的のものは、除却する踏切の広域的な影響を踏まえ、事業箇所毎に広域・特別区の役割を判断	建設局	要綱等	その他		○	
内部事務	建設局事業にかかる庶務業務	建設局事業にかかる庶務業務	建設局	任意			○	
	局横断事業等の計画策定・調整事務	局横断的又は他局等と連携して取り組む事業などの事業計画策定、関係部署・機関との調整業務。	建設局	任意			○	

《10. 住民生活》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
安全なまちづくりの推進	地域防犯対策事業の推進に関する事務	各区の青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意			○	
	地域防犯対策事業の推進に関する事務(区)	・各区役所独自の地域特性に応じた安全なまちづくり啓発事業の実施。 青色防犯パトロール車両の維持管理。	市民局	任意			○	
	地域安全防犯対策の推進に関する事務	・大阪府防犯協会連合会及び大阪市保護司会連絡協議会への活動支援補助。 ・交通安全や交通事故防止、自転車マナーアップについてのポスター・リーフレットの作成やホームページへの啓発記事の掲載。 ・「大阪市安全なまちづくり推進協議会」の開催、安全なまちづくりに関する啓発事業の実施。 ・「ミナミ活性化推進協議会」(ミナミの地域団体、府・市・府警・経済界で構成)の事務局運営。飲食街環境浄化・防犯パトロール団体に対する支援。 ・市の作業用車両等を活用して犯罪抑止と啓発、被害者の一時保護・応急手当・警察等への通報等。 ・青色防犯パトロールを新たに実施しようとする自主防犯ボランティア団体への車両を貸出し。パトロール実施に必要な経費の一部補助。 ・自主防犯ボランティア団体による青色防犯パトロール活動が困難な夜間・深夜帯に民間委託し、青色防犯パトロール車を配置し巡回の実施。	市民局	任意			○	
地域活動の支援等	地域振興に関する事務	・区役所附設会館の管理運営にかかる指定管理者の選定手続き。 ・区役所の地域振興事業に関して企画調整等。	市民局	任意			○	
	地域コミュニティに関する事務「H24新規」	地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を発揮し、校区等地域における様々な地域課題に取り組むため、中間支援組織を活用して地域活動協議会の形成や自律的な地域運営の仕組みづくりを支援。	市民局	任意			○	
	市民活動の推進に関する事務	・市民活動推進審議会の運営及び同会にて市民活動の推進にかかる事項について調査審議。 ・市民活動団体等に対し地域活性化を目的とした講師の派遣及び本制度の評価・検証等。 ・市民活動団体が抱える課題に対応した講座事業の実施。 ・市民活動推進基金について、クリック募金システムの運営を含む寄附金の收受、同基金を活用した事業の実施。 ・市民活動情報の収集・提供、活動に関する相談業務、担い手を支援する事業等の総合的な市民活動推進施策の実施。 ・企業等やNPO双方が有する資源の橋渡しを行う「大阪市地域貢献活動マッチングシステム」の運営。 ・コミュニティビジネス等の促進をめざし、相談業務、講座事業、講師派遣事業。 ・大阪市の事業に参画いただく市民ボランティアを対象とした大阪市民活動保険に関する各種手続業務。 ・市民協働の推進に向けた職員研修等。	市民局	任意			○	
窓口サービスに関する事務	印鑑登録証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	任意			○	
	印鑑登録証明事務(区)	印鑑登録原票の整備、登録申請の受付、印鑑登録証明書の交付等印鑑条例に基づく事務を行うもの。	市民局	任意			○	
	民刑事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意			○	
	民刑事務(区)	民刑事項に関する各名簿の調製、同名簿に基づく照会回答等の事務を行うもの。	市民局	任意			○	
	住民情報に関する行政証明事務	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	住民情報に関する行政証明事務(区)	戸籍や住民基本台帳に関連のある情報について、法律を根拠とせず本市が任意に証明する事務(戸籍廃棄証明、独身証明、不在証明等)を行うもの。	市民局	任意			○	
	住民基本台帳関係事務にかかるシステム運用管理事務	住民基本台帳関係事務(住民基本台帳ネットワーク事務を含む)について、台帳・原簿等情報を電子データとして登録し、台帳作成・証明書発行など住民基本台帳関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって住民基本台帳関係事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				○組
	外国人の在留管理事務にかかるシステム運用管理事務「H24新規」	外国人(中長期在留者・特別永住者)の在留管理事務について、届出・申請情報を電子データとして登録し、法務省との電子情報連携など管理事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって在留管理事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				○組
	公的個人認証サービス事務にかかるシステム運用管理事務	公的個人認証サービス事務について、住民基本台帳ネットワークシステム等を利用して都道府県との電子証明書情報のやりとりなど公的個人認証サービス事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって公的個人認証サービス事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				○組
	戸籍関係事務にかかるシステム運用管理事務	戸籍関係事務について、戸籍関係情報を電子データとして登録し、戸籍記載・証明書発行など戸籍関係事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって戸籍関係事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				○組
	民刑事務にかかるシステム運用管理事務「H24新規」	民刑事務について、民刑事項に関する各名簿を電子データとして登録し、民刑事務全般のコンピュータシステム化を図り、これを効率的に執行できるように同システムを適切に運用・管理し、もって民刑事務に関して市民サービスの向上を図るもの。	市民局	任意				○組
市区町村との連絡調整	印鑑登録証明事務(府と市区町村との連絡・調整に関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う印鑑登録証明に関する事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整、(3)事務用帳票(申請用紙等)等の一括調達等を行うもの。	市民局	任意		○		
	民刑事務(府と市区町村との連絡・調整に関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う民刑事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意		○		
	住民情報に関する行政証明事務(府と市区町村との連絡・調整に関する部分)	区役所窓口サービス課(住民情報)で行う住民情報に関する行政証明事務について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)関連する事務を所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	任意		○		
特定の区の地域関連事業の実施	サテライト大阪環境整備協力費活用事業	・サテライト大阪(中央区)にかかる環境整備協力費を活用した中央区の地域特色ある事業に関する予算管理。	市民局	任意			○	
	サテライト大阪環境整備協力費活用事業(区)	・サテライト大阪(中央区)にかかる環境整備協力費を活用した中央区の地域特色ある事業の実施。	市民局	任意			○	
	ボートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務	大阪府都市競艇組合及び箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「市地域活性化事業基金」として北区において行う環境整備等の地域活性化事業に関して、予算の配付及び事務調整等を行う。	市民局	任意			○	
	ボートピア梅田環境整備事業補助金に関する事務(区)	大阪府都市競艇組合及び箕面市から納付される「モーターボート法に定める場外勝舟投票券発売場」の年間売上上の1.0%の環境整備協力費を、継続した事業実施が可能となるよう「市地域活性化事業基金」として北区において行う環境整備等の地域活性化事業に活用するための企画調整等を行う。	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
サービスカウンター(SC)における住民サービス事務	印鑑登録証明事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、サービスカウンターにおける、印鑑登録証明の交付等。	市民局	任意				○ 共同
	市政案内事務(SC等)	サービスカウンターにおける、市政情報の提供に関する事務。	市民局	任意				○ 共同
	住民情報に関する行政証明事務(SC等)	市役所住民票・戸籍関係証明書発行コーナー、郵送事務処理センター、サービスカウンターにおける、行政証明書の交付等。	市民局	任意				○ 共同
他自治体・他機関との連絡・協力関係事務	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務	総務省通知に基づく震災避難者情報について、(1)本市各区における事務取扱いの調整・通知、(2)各区にて受け付けた震災避難者情報の集約・管理・避難元自治体への提供等を行うもの。	市民局	要綱等	一般市		○	
	震災避難者情報の提供受付・管理に関する事務(区)	総務省通知に基づく震災避難者情報について、震災避難者情報の提供受付を行うもの。	市民局	要綱等	一般市		○	
	被仮放免者情報の管理に関する事務「H24新規」	法務省事務連絡に基づく被仮放免者情報について、(1)法務省から提供される被仮放免者情報の収受・管理、(2)被仮放免者へ提供する行政サービスを所管する他局等との連絡・調整等を行うもの。	市民局	要綱等	一般市		○	
区庁舎等の整備・改修	区役所附設会館改修・整備に関する事務	・区役所附設会館は、多数の市民が来館する施設であるため、市民の安全確保や快適な利用を妨げないように常に施設を良好な状態に保つための各種工事を実施する業務。 ・コミュニティ活動、文化・生涯学習活動の拠点、さらに多様な市民協力の拠点として、各区の特性・利用者ニーズをふまえて効果的、効率的な区民センターの整備を進める業務。	市民局	任意			○	
	区庁舎整備等関係事務	・地域住民団体が行う地域集会所施設の設置・改修整備に要する経費の一部を補助。 ・耐震強度を満たしていない区役所に対して、平成27年度までに区役所庁舎の耐震強度を確保。市民の安全・安心な暮らしづくりに資する区役所庁舎を整備するため、耐震改修工事、建替工事を実施。 ・区役所庁舎の老朽化や庁舎環境改善を図るための改修。 ・元区役所跡地など区役所所管の未利用地について、市の方針に基づき、売却を基本とした資産の有効活用を図る。	市民局	任意			○	
男女共同参画事務	ドメスティック・バイオレンス対策に関する事務	各区役所が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(略称：DV防止法)」に基づいて実施しているDVの被害者の支援と、その防止に向けた事業に関する予算の管理。 ・各区役所での実施事業 ①相談窓口においてDV被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援。 ②DVの防止に向けた啓発事業として、地域の各種団体を対象に、DVをテーマとした研修事業を実施。	市民局	任意			○	
	ドメスティック・バイオレンス対策に関する事務(区)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(略称：DV防止法)」に基づき、DVの被害者の支援と、その防止に向けた事業を実施。 ①区の相談窓口においてDV被害者からの相談を受け、必要に応じ、被害者の緊急一時的な保護を実施し、各種法制度の利用に関する援助などの自立支援。 ②DVの防止に向けた啓発事業として、地域の各種団体を対象に、DVをテーマとした研修事業を実施。	市民局	任意			○	
	男女共同参画の推進に関する事務	「大阪市男女共同参画推進条例」、「大阪市男女共同参画基本計画一大阪市男女きりめき計画」に基づき、男女共同参画の視点に立った施策を全庁的に推進するとともに、市民、事業者と協働した取組を展開。 ・男女共同参画施策の総合的な推進 ・男女共同参画推進に向けた啓発・情報提供 ・就業の場における男女共同参画推進 ・地域における男女共同参画推進	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
男女共同参画事務(DVに関する事務(一時保護所と一体))	市民局におけるドメスティック・バイオレンス対策に関する事務	「大阪市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画(DV防止基本計画)」に基づき、被害者の保護・自立支援とともに、再発防止の観点からの加害者へのアプローチ、広報啓発活動や相談体制の充実など総合的に取り組む。	市民局	任意		○		
男女共同参画センター管理運営事務	男女共同参画センター管理運営	・男女共同参画社会の実現をめざす施策の推進拠点として、市内5カ所に男女共同参画センター(中央館、北部館、西部館、南部館、東部館)を設置、運営。H18年4月からは指定管理者制度を導入し、指定管理者との間で各種業務(情報提供、啓発、セミナー、ネットワーク支援、女性のチャレンジ支援、調査研究、相談、施設管理など)についての調整・指導。 ・男女共同参画センターを安全かつ快適に利用できるよう、老朽化・破損した箇所の補修。	市民局	任意				○ 類
緊急母子一時保護事業(DV対策にかかる一時保護所の確保)	緊急母子一時保護事業に関する事務	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・支払事務 ・予算要求事務	こども青少年局	任意		○		
緊急母子一時保護事業(DV対策にかかる相談窓口)	緊急母子一時保護事業に関する事務(区)	不測の事態により保護を要する母子を母子生活支援施設で一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。 ・緊急母子一時保護の実施	こども青少年局	任意			○	
消費者の安心安全の確保	消費者の安心安全の確保に関する事務	消費者の安心安全を確保するために消費者センターを設置し、下記の事業を実施。 ・消費生活相談、苦情処理のあっせん、消費者安全の確保のために必要な情報の収集・提供等 ・被害拡大の恐れのある消費者事故等に関する情報を内閣総理大臣に通知	市民局	任意			○	
雇用施策の推進(一時相談等以外の事務)	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務(一時相談等以外の事務)	・勤労市民対策、労働関係機関及び労働団体との連絡調整その他労働関係施策の推進 ・大阪雇用対策会議をはじめとする府域での雇用施策の検討・連携にかかる会議等への参画 ・本市における雇用施策の総合的かつ効果的な推進に向け、施策推進にかかわる諸課題について幅広く意見を聴取するため設置された懇話会の開催 ・労働・職業に関する情報の収集・整理	市民局	任意		○		
	就業支援事業に対する補助事務	・就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援に理解のある企業・事業所を相当数以上会員とする団体に対して、会員等の協力のもと安定的な雇用の確保を図るため実施する就業支援事業に対する補助。	市民局	任意		○		
雇用施策の推進(一時相談や地域の福祉施策と一体で実施することで効果発揮できる事務など)	国の緊急雇用創出基金を活用した事業に関する事務	・今後成長が期待される分野における新たな雇用機会の創出と地域ニーズに応じた人材を育成し、雇用に結びつける事業の実施にかかる事務。	市民局	任意			○	
	「しごと情報ひろば」の運営に関する事務	・若年者・中高年齢者・障がい者・母子家庭の母などの「就職に向けた支援が必要な人」の就労を支援するために設置した職業相談・紹介業務を行う「しごと情報ひろば」の運営に関する業務。	市民局	任意			○	
	区役所等と連携した雇用・就労支援事業に関する事務	・市内在住の若年者、中高年齢者、障がい者、母子家庭の母など就職に向けた支援が必要な人を対象に、区役所等において就労相談を実施。 ・大阪市地域就労支援センターの相談員が、仕事探しの方法や心構え等についてのアドバイス、資格・技能取得講座等の紹介、履歴書の書き方や面接の受け方など、就労に関する様々な相談業務を行う。	市民局	任意			○	
	市域の雇用施策の総合的かつ効果的な推進に関する事務(一時相談等についてのみ)	・労働・職業に関する情報の収集・整理。 ・雇用施策や各種制度、相談事業、イベント、講座等の周知を情報誌、携帯端末、ホームページにより行う。	市民局	任意			○	
人権施策の推進	人権施策の推進に関する事務	市民が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる大阪をめざした人権施策に関する事務。 ・人権施策の総合的企画、調査、推進及び連絡調整 ・外国籍住民施策の推進 ・事業者が取り扱う個人情報保護に関すること ・犯罪被害者等の支援に関すること	市民局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	連携
	人権啓発・人権相談に関する事務	・地域に根ざした啓発の担い手として活動している人権啓発推進員の育成 ・様々な媒体等を活用し、人権啓発広報事業 ・市民が主体的に人権を学ぶ機会を提供する参加・参画型事業 ・企業・事業者等による人権啓発・研修への支援 ・職員啓発 ・区役所や専門相談機関との連携強化を図って進める人権相談事業 ・人権啓発・相談センターの運営	市民局	任意			○	
北方領土返還運動	団体助成事業(北方領土返還運動推進大阪府民会議補助金)	北方領土返還実現を目指し、その府民運動に寄与するための活動の推進を図るため、北方領土返還運動推進大阪府民会議が北方領土返還運動推進のために行う広報・啓発活動、視察団派遣、府民集会の開催等に必要な経費を交付する。	人事室 総務局	任意			○	
国際交流	国際交流企画費関連業務	国際化施策の企画及び推進を図るため関係省庁・他自治体との連絡調整等を行う。	経済戦略局	任意			○	
	大阪国際交流センターにおける国際交流・協力事業	本市の国際交流の拠点として設置され、本市の地域国際化協会にも認定されている大阪国際交流センターにおいて、在住外国人の多言語による生活サポートをはじめ、「外国人が暮らしやすい地域づくり」「国際化の担い手育成」に係る各種事業を実施することにより、本市の国際化の推進を図る。	経済戦略局	任意			○	
	国際学校及び国際交流推進事業	海外から大阪へ来られる人材の定着を図るために、外国人のこどもの教育環境の整備の一環として、国際学校(北区)の運営支援を行う。	経済戦略局	任意			○	
	外資等接遇対応業務	・姉妹都市市長による本市への表敬など、外資等の接遇対応や外国政府との行政課題等にかかる意見交換対応を行うとともに、各局・区からの通訳・翻訳依頼を受け、通訳・通訳作業を実施するほか、英語など外国語表記にかかる助言等を行う。	経済戦略局	任意			○	
	領事館との地域情報共有推進事業	・総領事館の所在自治体として、総領事や館員等と、防災対策や生活支援などをはじめとする地元行政の取組等について、情報の共有化を推進する。 (領事館所在区:北区・中央区・西区・住之江区)	経済戦略局	任意			○	
	都市間交流関係事業	・姉妹都市提携の周年時の機会を捉えた記念事業の実施による関係の強化と大阪の魅力発信 ・「姉妹都市交流推進事業補助制度」の実施を通じた、市民交流の促進 ・成長著しい上海市との企画・財政交流の実施 ・交流推進にかかる関係諸事務 等	経済戦略局	任意			○	
	外国青年招致事業	・外国青年を国際交流員として、本市スタッフに迎え入れることで、外国人の視点・知識・経験を取り込み、効果的なプロモーションを実施するとともに、本市施策の国際化・多言語化を推進。	経済戦略局	任意			○	
	大阪国際交流員等との人的ネットワークの形成	・大阪での勤務を終えた国際交流員や、海外青年協力隊等で海外に派遣されている市民に対して「大阪市国際協力大使」を委嘱。 ・「大阪国際協力大使」に対し、大阪の情報を提供し、活用してもらうことにより、海外への大阪情報の発信を行う。	経済戦略局	任意			○	
	留学生との連携拡大事業を通じた地域国際化の推進	・市内に多数の留学生が居住・活動する特性を活かし、国際的な視点・能力をもつ留学生と協働・連携して、地域の国際化・活性化を図る。そのため、大阪市の各区役所・局等が協働プログラム(ボランティアプログラム)を開発・提供し、留学生に参加してもらうことにより、留学生と行政・地域団体・市民・企業等とのネットワークを構築し、多様な協働による魅力的な地域社会の実現をめざす。	経済戦略局	任意			○	
自治体国際化支援	留学生OB起業支援事業	・大阪・関西に多数在籍する留学生(OB)が大阪市内で起業するきっかけとなるよう、起業支援セミナーを開催し、国際的な人材の定着をめざし、大阪の国際ビジネス活動の活性化を図る。	経済戦略局	任意			○	
	自治体国際化協会分担金事業	財団法人自治体国際化協会は、地域の国際化を一層推進するために地方公共団体の共同組織として設立され、7つの海外事務所を設置し、これら海外ネットワークを活用して地方公共団体の海外における活動を支援し、情報の収集や調査研究を行うほか、JETプログラムによる国際交流員のあっせん・配置を実施している。本市においても同協会に参画し、その機能を活用することにより国際化施策を推進する。	経済戦略局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
地域の競技施設の運営・補修等(地域スポーツセンター、地域プール・体育館、大規模公園を除く公園内の競技施設)	スポーツセンター運営事業(基礎)	1区1館で設置されたスポーツセンターを、指定管理者制度により運営している。 市政改革プランにより、26年度に新しい基礎自治体単位に2館を基準として区に財源を配分することとしている。26年度以降の各施設の存廃については、区長が区の特性・地域の実情に即して決定することとなっている。	経済戦略局	任意		○		
	プール運営事業(基礎) 【大阪プールを除く】	1区1館で設置された屋内プールを、指定管理者制度により運営している。 市政改革プランにより、26年度に新しい基礎自治体単位に1館を基準として区に財源を配分することとしている。26年度以降の各施設の存廃については、区長が区の特性・地域の実情に即して決定することとなっている。	経済戦略局	任意		○		
	体育館の運営事業(基礎) 【中央体育館除く】	千島体育館(大正区)、東淀川体育館(東淀川区)を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意		○		
	競技施設の運営事業(基礎) 【南港中央野球場・南港中央庭球場(住之江区)】	南港中央野球場・南港中央庭球場を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意		○		
	スポーツ施設の補修(基礎)	次の4事務の施設にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。) ・スポーツセンター運営事業(基礎) ・プール運営事業(基礎)【大阪プールを除く】 ・体育館の運営事業(基礎)【中央体育館除く】 ・競技施設の運営事業(基礎)【南港中央野球場・南港中央庭球場(住之江区)】	経済戦略局	任意		○		
	スポーツ施設運営事業(基礎) 【スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム、施設関係事務】	・スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム運営事業(みおネット) ・スポーツ施設関係事務費	経済戦略局	任意			○	組
	屋内プール管理運営に関する事務	3ヶ所(西淀川・此花・住之江)の屋内プールの管理運営業務を行う。	環境局	任意		○		
大阪市中央体育館、大阪プール及び軟テニスセンターの運営等	大阪市中央体育館(港区)の運営事業(基礎)	大阪市中央体育館を指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意			○	組
	大阪プールの運営(港区)事業(基礎)	大阪プールを指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意			○	組
	競技施設の運営事業(基礎) 【軟テニスセンター(西区)】	軟テニスセンターを指定管理者制度により運営している。	経済戦略局	任意			○	組
	スポーツ施設の補修(基礎・連携)	次の3事務の施設にかかる補修。(ただし、補修案件は年度によって大幅に異なることに留意が必要。) ・大阪市中央体育館(港区)の運営事業(基礎) ・大阪プールの運営(港区)事業(基礎) ・競技施設の運営事業(基礎)【軟テニスセンター(西区)】	経済戦略局	任意			○	組
地域の施設の運営管理	福祉会館の地元使用に関する事務	住之江工場の建設時に、「老人憩いの家福祉会館用地」(住之江区)として工場一部用地を北加賀屋西部福祉会館運営委員会に対して行政財産使用を許可している。	環境局	任意		○		
	さざんか会館管理運営に関する業務	・住之江総合会館内に、住之江屋内プール及び住之江スポーツセンターとともに併設された施設であり、当施設の管理運営業務を行う。 ・住之江区	環境局	任意		○		
	リフレうりわり設備点検等に関する事務	リフレうりわり(平野区)の公募貸付実現までの間の整備業務委託他施設維持に最低限必要な業務委託実施及び、施設保全に関する業務、不法占拠による明渡し訴訟に関する業務を行う。 なお、結審後は公募貸付に係る契約関係等事務が生じる。	環境局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	東淀工場付帯施設に関する事務	東淀工場付帯施設（通称：エコホール江口）（東淀川区）の普通財産貸付けに係る業務を行う。	環境局	任意			○	
	此花会館の管理に関する事務	此花会館（此花区）の普通財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意			○	
	桜島会館の管理事務に関する事務	桜島会館（此花区）の普通財産貸付に係る業務を行う。	環境局	任意			○	
集客施設	集客施設の業務	（目的） 臨海部における良好な環境の保全に資するとともに、スポーツ及びレクリエーション活動を通じて市民の健康の増進に寄与する、市民の文化の向上に寄与する など （内容） ・舞洲施設（体育館・野球場・運動広場（※セレッソ大阪に貸付）（此花区） ・舞洲ヘリポート（此花区） ・北港ヨットハーバー（此花区） ※なにわの海の時空館、帆船あこがれ⇒H24年度末廃止 ※南港魚つり園、舞洲陶芸館、舞洲野外活動施設 ⇒H25年度末廃止 （対象者） 市民、施設利用者 など	港湾局	任意			○	
南港ポートタウン	南港ポートタウンに関する業務	（目的） 南港ポートタウン（住之江区）域内への車両進入規制（ノーカーゾーン）による交通の安全の円滑化、交通公害の排除等を図り、もって静かで緑豊かな住環境を維持する （内容） ・車両出入管理や一時貸駐車場の管理運営、南港ポートタウン住民や関係機関等との連絡調整 ・区役所サービスコーナー、郵便局等が入居する南港ポートタウン管理センターの管理運営、ポートタウン住民用駐車場の管理運営 など （対象者） 市民（南港ポートタウン住民） など	港湾局	任意			○	
内部事務	市民局における庶務関係事務	・市民局における庶務関係業務（文書・市会・人事・庁舎管理・照会・予算・決算など）。	市民局	任意			○	
	区政支援に関する事務	区との連絡調整。 区の業務体制に関する調整。 区行政の改善に向けた企画・調整。 各種専門相談に関する事務。	市民局	任意			○	
	区役所証明発行業務等民間委託に関する事務「H24新規」	区役所窓口業務等の民間委託に関する事務。	市民局	任意			○	

《11. 消防・防災》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
消防に関する事務	救急救命士養成に関する事務	救急救命士の養成	消防局	任意		○		
国、地方公共団体、関係機関との連携・連絡調整等に関する事務	危機管理に係る調査及び研究に関する事務	中央防災会議をはじめ各種機関が行う防災・減災に関する研究成果等を調査・検証し、市の地域防災計画の改訂の必要性を判断した上、そのために必要となる研究や調整等を実施するとともに、関連する協議会等に構成員として参加する。	危機管理室	任意		○		
	帰宅困難者対策の充実	大規模地震により交通機能が停止した場合、速やかに徒歩帰宅できない人が約90万人発生し、被災市民に対する支援策に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、大阪府や関係機関と連携し、企業・事業者自らによる対策の推進や代替輸送の実施体制など協働関係の充実を図り、民間主体による帰宅困難者への対応体制を整備する。	危機管理室	任意		○		
防災会議の運営、地域防災計画の整備等	避難勧告等発令基準の整理に関する事務	津波や洪水等のおそれがある場合に、適切に避難勧告等を発令できるよう、発令の判断基準、避難すべき区域、伝達手段の整備・伝達内容について定める。	危機管理室	要綱等	一般市		○	
危機管理体制の充実、訓練等	危機管理体制の充実に関する事務	多様化・複雑化する危機事態に迅速かつ的確に対処するため、市の対応能力を向上させるとともに、防災関係機関及び市民等が一体となって災害時の応急対策が行えるように体制の整備を図る。そのため、緊急車両の整備、警察・自衛隊など関係機関との連携整備、対応計画・マニュアルの整備を行っている。	危機管理室	任意			○	
	阿倍野防災拠点の運営に関する事務	大規模な地震などで庁舎が被災し、災害対策の中心的な役割を担う災害本部が設置できない場合、重要となる初期初動体制を確保するため、バックアップ防災拠点において災害対策本部機能を代替・補完するための施設として運営・管理する。 (※阿倍野区に所在。)	危機管理室	任意			○	
	災害対策用職員住宅に関する事務	災害発生時において初期初動体制の指揮をとる職員が、30分以内に本市災害対策本部・区災害対策本部に参集するための災害対策用職員住宅を確保して貸与する。そのための保有住宅の保守整備、不用となった住宅の売却、賃貸住宅の契約事務を行うとともに、入居者との調整等を行っている。	危機管理室	任意			○	
	災害対策用職員住宅に関する事務(区)	災害発生時において初期初動体制の指揮をとる職員が、30分以内に区災害対策本部に参集するため災害対策用職員住宅を確保して貸与する。	危機管理室	任意			○	
	他都市相互応援協定に関する事務	政令指定都市や近隣市等と災害時の相互応援について定め、相互応援を実施する。災害発生時等に速かに相互応援ができるように、情報連絡手段の確認や情報交換を適宜行っている。	危機管理室	任意			○	
	防災意識の啓発に関する事務	災害発生時の被害を軽減するためには、「自助」「共助」「公助」の連携が重要であり、家庭や地域で災害発生に備えて、日頃からの対策を行っていただくために啓発を行う。そのため、広報紙・ホームページへの掲載や講習会等で配布する防災リーフレットを作成するとともに、防災イベント等で展示・啓発活動を実施する。	危機管理室	任意			○	
	地域防災活動アドバイザーに関する事務	地域防災活動アドバイザーが区役所と連携しつつ地域住民によるワークショップ、避難所開設訓練、防災学習会や防災マップづくりなどを支援し、自主的な防災活動を促す。	危機管理室	任意			○	
	広域避難場所案内板整備事業	地震による大規模火災発生時等に、市民が最寄りの広域避難場所へ安全かつ迅速に避難できるよう、日常から市民に周知するために設置している広域避難場所案内板の整備・更新を行う。	危機管理室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	収容避難所表示板設置事業	地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の収容避難所等について、市民に周知を図るとともに、日本語が分からない外国人をはじめとする災害時要援護者にもその役割が分かるよう多言語やピクトを用いた案内板を設置する。	危機管理室	任意			○	
	収容避難所表示板設置事業(区)	地域防災活動の拠点施設である小・中学校等の収容避難所等について、市民に周知を図るとともに、日本語が分からない外国人をはじめとする災害時要援護者にもその役割が分かるよう多言語やピクトを用いた案内板を設置。 区役所では、地域と連携して収容避難所の指定を行い、施設管理者と表示板の設置場所の調整。また、収容避難所等への誘導表示については、地域と連携して誘導表示板の設置場所の調整や作成・設置。	危機管理室	任意			○	
	小災害対策に関する事務	○災害救助法の適用に至らない災害により被災した市民に対し、被災状況に応じた応急的に必要な救助活動を行う。 ○備蓄倉庫にかかる法定点検等維持管理業務 ○小災害見舞金の支給	危機管理室	任意			○	
	災害時要援護者避難支援に関する事務	高齢者や障がい者などの災害時に一人で避難が困難な人々、要援護者の避難支援について、自主防災組織による要援護者支援体制の確立、福祉避難所等の指定及び運営体制の確立、福祉避難所用の備蓄物資の整備などを進める。	危機管理室	任意			○	
	災害時要援護者避難支援に関する事務(区)	災害時の福祉避難所の指定にむけた協定の締結(市内の高齢・介護施設、障がい児・者施設等約350か所)とそれに伴う協定締結施設への備蓄物資の整備。	危機管理室	任意			○	
	津波避難ビル確保に関する事務	上町台地以西の10区における津波避難者数を推計し、現想定以上の津波が来襲した場合に、避難できるスペースを確保すべく、公共施設はもとより民間施設へも協力を働きかけ、津波避難ビルの確保に努める。	危機管理室	任意			○	
	津波避難ビル確保に関する事務(区)	上町台地以西の10区における津波避難者数を推計し、現想定以上の津波が来襲した場合に、避難できるスペースを確保すべく、公共施設はもとより民間施設へも協力を働きかけ、津波避難ビルの確保に努める。 区役所では、地域と連携して津波避難ビルを確保し、施設管理者と表示板の設置場所の調整を行う。	危機管理室	任意			○	
防災にかか るシステム等	危機管理総合情報システムに関する事務	○災害時における迅速・的確な防災情報の収集及び伝達、初期初動活動を支援することを目的に、危機管理総合情報システムの安定的かつ効率的な運用を図る。 ○運用に当たっては、災害発生時の堅牢性を考慮しながら、既存の民間ASPの利用等効率的な運用を図るなど、システム運用方針の検討・更新を随時行う。 ○また、防災行政無線のデジタル化を行う。	危機管理室	任意				○一組
	防災行政無線に関する事務	○災害時において迅速かつ確に防災情報の収集及び伝達を行うために防災行政無線の整備を行っているが、無線設備の適切な保守管理や、各基地局における従事職員への資格の取得、操作技術の習得にかかる業務を行い、防災行政無線設備の安定的かつ効率的な運用を図る。 ○適正な無線運用が行えるよう、蓄電池の点検結果に基づき計画的に取替えを行う。 ○同報系無線に接続した外部スピーカーの設置施設の建替等に伴う整備を行う。	危機管理室	任意			○	
被災建築物 の応急危険 度判定	被災建築物の応急危険度判定に係る事務	大阪市地域防災計画に基づき、「応急危険度判定士(行政職員及び民間建築士等)」が、大規模地震の発生直後に、被災した建築物の余震等による倒壊や部材の落下等の危険性を応急的に判定し、人命に係る二次被害を防止する。10階建て未満の民間建築物を対象に、被災後おおむね1週間以内を目途に、「危険」「要注意」「調査済」の3種類の判定ステッカーを直接、建築物やブロック塀等の見やすい場所に貼り付け、その建築物等の危険性について、居住者や付近を通行する歩行者などに対して情報提供を行う。	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
その他防災・危機管理	安全管理委員会に関する事務	市事務事業の遂行及び市が管理する施設内等において、市民が巻き込まれる事故を未然に防ぐため、本市の安全管理体制を充実し、市民の安全を確保するとともに市政に対する信頼性を高めていく。そのため、委員会や部会を随時開催し、発生した事故の情報を共有し、類似事故を未然に防ぐ取組を行っている。	危機管理室	任意			○	
	庶務関係事務	文書・公印管理関係業務、OA関係業務、計理・予算決算・管財業務、人事・内部統制・職員研修・給与・福祉厚生・安全衛生関係業務、広聴・広報・マニフェスト・環境保全・室内調整等その他庶務事務	危機管理室	任意			○	

《12. 自治体運営》

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
職員の人事・給与・勤務条件等	地方公務員制度実態調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、分限処分者数、懲戒処分者数等を取りまとめ、報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市		○	
	職員の勤務条件事務(労働基準法)	・非常勤職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について、労働基準法に基づき制定改廃等を行っている。	人事室 総務局	任意			○	
	勤務条件に関する調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、休暇制度やその実績等を取りまとめ、報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市		○	
	地方公共団体定員管理調査事務	・総務省からの照会に基づき、毎年、本市の部門別、職種別の職員数を報告している。	人事室 総務局	要綱等	一般市		○	
	地方公務員の福利厚生・健康状況・勤務条件等に関する調査事務	総務省自治体行政局公務員部福利課からの通知に基づき、各都道府県・政令市等より、自団体における職員に対する福利厚生事業の実態・職員の健康状態・勤務条件等について調査し、報告する。	人事室 総務局	要綱等	指定都市		○	
	職員福利厚生事業(財形)	職員の財形貯蓄制度についての制度管理、連絡調整等。事務手続き等については総務事務センターで実施。 対象者:本市職員	人事室 総務局	任意			○	
	職員疾病対策事業	労働安全衛生法第1・3・66条に基づき、職員の健康が市政を円滑に執行するうえで特に重要な事項であるとの認識から、職業病予防及び生活習慣病予防を中心に各種健康診断等を実施する。	人事室 総務局	任意			○	
	職員安全衛生管理事業	労働安全衛生法に基づき、事業主としての安全配慮義務を果たすため、各種健康診断の事後措置の実施、職場安全衛生委員会の活性化、産業医の有効活用等を図る。安全衛生に配慮した作業服等を貸与する。 対象者:本市職員	人事室 総務局	任意			○	
	職員の勤務条件(給与)関係事務(労働基準法)【アルバイト等】	・アルバイト賃金制度の改廃等	人事室 総務局	任意			○	
	職員の人件費管理事務	・職員の人件費管理事務(予算編成、執行管理等)	人事室 総務局	任意			○	
	地方公務員給与実態調査(附帯調査、補充調査)	・附帯調査、補充調査にかかる調査、集計	人事室 総務局	要綱等	指定都市		○	
	退職料・遺族扶助料関係事務	・条例に基づき支給決定を行う。 ・物価スライドに応じて改定を行う。 ・死亡等に伴う戻入処理を行う。 ・退職料に係る源泉徴収税関係、公的年金支払報告書、扶養親族の申告書等について諸手続きを行う。	人事室 総務局	任意			○	
	共通管理業務の簡素化・集約化に関する事務 (総務事務センターの運営管理及び人事・福利厚生受付等の集中処理に関する事務)	・職員の給与(報酬等含む)・人事(勤怠情報管理等)・福利厚生等にかかる庶務業務等を集約し効率的に処理するため、「共通管理業務の簡素化・集約化等基本計画」に基づき、職員からの申請や届出等を一元的に受け付け、集中的に事務処理を行う総務事務センターを設置し(H20.10～)、包括民間委託方式により運営・管理を実施	人事室 総務局	任意			○	
	所属研修支援事務	OJT促進のためOJTマニュアルを活用した研修の実施、職員の自己啓発の機会の提供、所属への研修講師の派遣や所属研修に対する助言等を通して、職員人材開発センターと所属との連携を図りながら、職員の所属・職場の状況にあわせた人材育成の支援を行う。	人事室 総務局	任意			○	
税務	市税の賦課徴収業務にかかる庶務業務	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広報広報、租税教育、照会回答事務	財政局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	市税の賦課徴収業務にかかる庶務業務(市税事務所)	・文書関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、庁舎管理業務、計理業務・徴税費に係る予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関連業務、広報広報、租税教育、照会回答事務	財政局	任意			○	
	税務事務システムの運用保守に関する業務(個人住民税、軽自動車税及びたばこ税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意				○ 一組
	未収金対策推進・未収債権滞納整理業務	・「大阪市債権回収対策会議」を通じての、各局での取り組みに対する総合的な指導や進捗管理 ・各局での対応が困難な高額事案などの未収債権の集約及び短期間での集中的回収	財政局	任意			○	
税務(固定資産税等)	税務事務システムの運用保守に関する業務(法人住民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税関係)	・税務事務システムの運用保守に関する事務	財政局	任意		○		
会計・資金管理等	財務会計システムの管理及び運営業務	財務会計システムの安定した運用を確保するため、維持管理を行うとともに、平成26年度に試行予定の新公会計システムの開発をすすめ、更なる会計事務の高度化、効率化への取組を行っている。	会計室	任意				○ 一組
	会計実地調査及び指導、研修業務	・実地において帳簿や出納証書類等を調査し、適切な事務処理を指導するために出納員、区会計管理者等に対する会計実地調査を行う。 ・新任出納員、区会計管理者等を対象とした「審査事務研修」及び初任者を対象とした「会計事務担当者研修」を毎年度実施。	会計室	任意			○	
	統括用品及び物品関係業務	・各所属が共通使用する物品(統括用品)を会計室において物品購買基金を活用して集中購入し、請求に応じて払出し、購入価格を安価に抑えている。 ・総務局と協働で共通物品の集中処理を実施し、全市で使用使用するコピー用紙等の直送を開始。	会計室	任意			○	
	小口支払基金関係業務	・小口の物品購入その他小額の経費の支払を円滑に行うため小口支払基金が設定されており、各所属の局長等に資金を配付している。 ・小口支払基金の配付先所属から運用状況の報告を求め、基金を適正に管理。	会計室	任意			○	
	債権者登録事務	・口座支払を円滑に行うため、債権者からの申請に基づいて、債権者の口座情報を財務会計システムに事前登録して一元管理し、請求書作成時や支出命令情報作成時の手間を省き、振込先口座の誤り等を防止する。	会計室	任意			○	
契約	契約制度業務	・契約制度の企画及び調査を行い、本市入札・契約事務の適正な執行を図る ・着しい低価格入札や施工能力が不十分な業者の参入等に伴う工事品質の低下等に向けた対策を実施 ・府等と連携した入札契約等からの暴力団等の排除対策の徹底及び行政対象暴力の排除を実施	契約管財局	任意			○	
	電子調達システム改修・保守運用業務	・電子調達システムは、発注予定・入札結果等の情報や事業者の入札に係る手続きをインターネットを介することで、透明性を確保しつつ公正性と競争性を確保、業務効率化を図るもの。 ・本件はこのシステムの改修業務を行うものである。	契約管財局	任意				○ 一組
管財	市有地活用支援システム改修・保守運用業務	市有地活用支援システムは、地図情報を活用して財産台帳をはじめとする公有財産に係る各種台帳の一元化・共有化と、市有地の有効活用のための未利用地情報や都市計画情報等の収集、整理及び連携を図ることにより、事務処理の効率化、迅速化を図っている。	契約管財局	任意				○ 一組
	市有地の有効活用	・公的用地や学校跡地等の未利用地について、開発事業者などとの連携を図りながら、地区の整備方針等の検討を行う。 ・また、大阪市未利用地活用方針に基づき、局保有地の有効活用に向けた検討を行い、さらにはその他の未利用地についても資産流動化プロジェクトチームの一員として関係局と連携して検討する。	都市計画局	任意			○	
	市有不動産の管理・処分にかかる測量業務	市有地の適正管理・売却に伴う境界確定測量を行うとともに、市民からの市有地境界明示申請による境界明示、証明書発行業務。	建設局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	連携
用地取得・補償	大阪市役所庁舎管理事務	庁舎内及び周辺の整備、庁舎内清掃業務や各種設備機器の点検、修理業務を行うとともに、玄関ホールを活用したイベント実施や、行政財産の目的外使用許可や広告事業による収入確保を行っている。	人事室 総務局	任意			○	
	補償審査業務	物件調査業務、用地取得及び補償業務により算定した、土地価格と補償金について、職員が審査を行うとともに、外部委員で構成する審議会に諮問し、評定を行う。	契約管財局	任意			○	
	用地取得及び補償業務	事業の内容・補償金の算定内容等を十分に説明し関係権利者の方々の理解と協力を得ながら、適正かつ公平な補償を行い、公共用地を取得する。	契約管財局	任意			○	
	物件調査業務	取得する土地の上に存する建物・工作物等の調査と補償金の算定を行う。	契約管財局	任意			○	
用地先行取得	監理団体調整業務	・土地先行取得事業会計に係る起債償還等の経理業務	契約管財局	任意			○	
	公共用地先行取得事業	・用地取得事務：道路・公園等の都市基盤施設整備や将来の公共施設等の立地に適した用地を、都市整備事業等の事業化に先立ち取得する。 ・用地管理事務：ネットフェンス工事、草刈清掃等の実施による維持管理および行政財産として使用許可等による暫定活用を図る。 ・用地処分事務：事業局における事業進捗状況にあわせて用地譲渡（管理替え）を行う。 ※25年度末公共用地先行取得事業債（借入）現在高見込み：2,564億円 ※別途一般会計からの繰入金（借入・翌年度に返済）あり（25当初489億円）	都市計画局	任意			○	
	公共用地先行取得事務	・都市計画道路等の整備にかかる事業用地取得事務	建設局	任意			○	
市設建築物管理	市設建築物等の工事に係る検査	工事請負契約書に基づき、局で発注する市設建築物の品質確保の確認のため、工事検査を実施するとともに、工事成績評定の通知、公表を行う。また、検査結果に基づき、工事監理を担当する監督職員への指導を行う。	都市整備局	任意			○	
	市設建築物建設整備事業	・本事業は、各局からの依頼を受けて、市設建築物の建設、整備等に関して、設計及び施工等の業務を行うものである。 ・業務実施にあたっては、コスト削減を図りつつ、耐震化等による防災性の向上やユニバーサルデザインへの対応、建設リサイクルの推進や長期利活用により建物のライフサイクルにおける環境負荷の低減等による地球環境への配慮といった公共建築物に求められる性能を確保するための取組みを進めている。 ・さらに、本市の建築技術の取りまとめとして、指針や仕様書等の策定など建築情報の収集・管理、及び各局に対する技術的協力・指導を行っている。	都市整備局	任意			○	
	市設建築物のファシリティマネジメント及びエネルギー管理に係る事務	市設建築物の安全性や長期利活用にかかる緊急予防保全システムを実施するとともに、「大阪市公共建築物保全連絡会」を活用して、保全・管理技術や環境技術、法改正などの情報提供や適切な維持管理について技術的な指導・助言を行いながら安全対策を徹底するための取組みを行っている。自家用電気工作物については、電気保全体制を確保し、適切な維持・管理の推進を行っている。 一方、市設建築物ストックは約1600万㎡と膨大な量となっており、維持管理経費や改修費が本市財政の大きな負担となっているとともに、今後、老朽化等による施設整備費の増大が予想される。そのため、市設建築物の全体像が把握できるデータベースを構築し、全庁横断的な視点から整備や管理についてマネジメントし、ストックの総合的な有効活用を図っており、具体的には市設建築物の再編整備、新規施設整備の抑制、市設建築物の長期利活用、管理運営の効率化などに取り組んでいる。 また、市設建築物のエネルギー管理面から、省エネルギー効果が高いESCO事業を推進するほか、運用改善による省エネルギー化を図るための施設管理者に対する技術的支援を行っている。さらに、「エネルギーの合理化に関する法律」に基づき、市長部局の全ての施設について、省エネルギー化推進体制を確立し、全庁的な省エネルギー化を推進している。	都市整備局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
統計調査	統計調査推進事業	・国などに対して各種統計調査を取り巻く環境整備の要望を行う。 ・調査で得られた統計結果をホームページ等で公表するなど利用しやすい情報の提供を行う。 ・市民、市職員、各種団体、企業、学術研究機関を対象に各種企画検討の基礎データとして、大阪市統計書を刊行し、正確かつ迅速な統計情報を提供する。 ・統計調査員を事前に登録・確保し資質向上を図る。 ・多年にわたり統計調査員として調査に従事し、功労のあった方へ感謝の意を表するため市長感謝状の贈呈及び叙勲等表彰関係事務を行う。	都市計画局	任意			○	
	統計解析(基礎自治体分)	・各種行政施策の企画立案等の基礎資料を提供するため、人口分析を行う。 ・各種統計データの加工分析、統計資料整備、統計解析手法に係る研究を行う。	都市計画局	任意			○	
政策企画	総合的かつ基本的な政策の企画・調査・調整	・社会経済状況の変化を的確に捉え、かつ、市民目線に立った政策の企画立案 ・市長の方針に基づく重要施策の実現に向けた調査及び総合調整	政策企画室	任意			○	
	総合計画の進行管理	・総合計画の進行管理 ・大阪市総合計画審議会の運営(24年11月から休止)	政策企画室	任意			○	
広聴広報	市民情報プラザの運営	・行政諸活動に関する情報提供や説明の場として、ワンストップで行政情報を市民に提供することを目的とする。 ・行政情報(行政資料に関すること、各種イベント情報など)に関する問合せに回答するほか、各局等で作成・配布しているパンフレット・チラシなどを収集・提供する。 ※市民情報プラザは本庁1階南入口付近に設置	人事室 総務局	任意			○	
	広報関係事務	・目的 市政情報の広報 ・サービスの対象者 市内居住者、屋間市民、市外居住者、事業者等 ・主な事務: おおさか掲示板(区広報紙のなかの市政情報部分)の発行や、市ホームページ・携帯端末向けホームページの運用管理、広報の一元化(各所属の広報関係予算の審査等)など	政策企画室	任意			○	
	報道関係事務	大阪市政記者クラブ(21社加盟)をはじめとする報道機関等への市政情報の提供	政策企画室	任意			○	
	広聴関係事務	・市民から寄せられる市政に対する意見、要望などを「市民の声」として対応し、的確に市民ニーズを把握するとともに、原則全件ホームページ上に公表する。 ・大阪市の計画等の策定過程において、案の段階で広く公表し、市民等からの意見・提言を求め、寄せられた意見等に対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見等を考慮して本市としての意思決定を行う。 ・大阪市の様々な制度、手続き、文化・スポーツ施設情報、各種相談窓口、イベント情報などの問合せに年中無休で答える「なにわコール」のほか、よくある質問FAQのインターネット上での公開による市政情報の提供、区役所・市役所本庁舎代表電話の応答を行う。 ・「職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則」に基づき、市民、公職者、団体等からの口頭の要望等を聞き取り、要望等に対する対応方針を組織として回答するとともに、要望等の内容と本市の対応の概要、件数を公表する。 ・団体との協議に関して、より一層の透明性の確保を図るとともに、団体と円滑・効果的に意見交換を行うために、協議等のあり方を定めた平成18年7月の「団体との協議の持ち方に関する指針」に基づき、各局が実施する団体との協議について、進捗管理を図る。 ・市役所1階正面玄関及び南玄関に案内所を設け、来訪する市民が、気軽に利用できる窓口として、親切・正確・迅速な案内を行う。	政策企画室	任意			○	
秘書・表彰・表彰等	市長副市長秘書業務	市長・副市長のトップマネジメントが十分機能するよう、執務を円滑にするための日程調整や関係先との連絡調整、情報収集、来客の接遇などの秘書業務を実施する。	政策企画室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	寄付者待遇等表彰関連事務	市長表彰や寄附收受の際の待遇等にかかる事務に関して、大阪市として統一した対応が要求される。寄附者待遇に関しては、大阪市寄附者待遇規則の定めるところにより、当室で一括して寄附をした個人、又は団体に対し感謝状等を贈呈し、また高額寄附者には併せて記念品を贈呈している。	政策企画室	任意			○	
ふるさと寄附金	ふるさと納税制度に関する事務	・全市的なふるさと納税全般に関する業務（パンフレット、HPによる全市的な広報及び電子申請、クレジット納付による寄附受付） ・「元気づくり基金」に関する寄附收受及び基金管理	政策企画室	任意			○	
情報公開・個人情報保護	情報公開関係事務	・本市の説明責任を全うするとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的とする。 ・公開請求の受付を行う。 ・各種のマニュアル等を整備・活用し、公開請求に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、情報公開の徹底を図る。 ・情報公開審査会（情報公開制度の運用、公開請求に対する決定内容への不服申立てに関し、諮問を受けて審議を行う。）の運営に関する事務を行う。 ・市政情報の提供及び公表について、各所属への助言・指導を行う。 ・（特定歴史公文書等の利用請求に対する決定等の業務（総務局所管分）を一部含む）	人事室 総務局	任意			○	
	個人情報保護関係事務	・市民の基本的権利を擁護するとともに、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 ・開示請求等の受付を行う。 ・各種のマニュアル等を整備・活用し、開示請求等に対する決定内容に関して各所属への助言・指導等を行い、個人情報保護の徹底を図る。 ・個人情報保護審議会（個人情報保護制度の運用、開示請求等に対する決定内容への不服申立て並びに個人情報の目的外利用及び電子計算機処理等に関し、諮問を受けて審議を行う。）の運営に関する事務を行う。 ・個人情報の取扱いについて、各所属への助言・指導を行う。	人事室 総務局	任意			○	
文書管理	公文書館運営事業	・公文書は、行政の重要な記録であるだけでなく歴史的文化的にも貴重な資料。これら公文書等を適正に保存し、広く一般の利用に供することを目的として公文書館を設置・運営。（行政刊行物の収集・保存・利用等に係るもの）	人事室 総務局	任意			○	
	文書管理システム運用保守事務	・本市事務の基本となる文書について、作成・收受から、起案、決裁等を経て、保存・廃棄に至るまでの一連のライフサイクルを対象とし、電子的に管理するシステムを管理・運用している。	人事室 総務局	任意				○ 一 緒
	文書管理事務	・「大阪市公文書管理条例」を制定し、適正な公文書の管理に努めている。 ・本市で使用する各種公印の管理ルールを定め、新調・廃止に関して各所属と協議するとともに、各所属における公印管理状況を調査し、改善のために必要な指導を行っている。	人事室 総務局	任意			○	
	文書交換所事務	・本庁舎と分庁舎・区役所・事業所等の間に文書運送車を運行し、文書の運送と交換を実施 ・大阪府庁、大阪府警との文書交換を実施 ・本庁舎から発送する後納郵便物の料金計算、発送を集中処理 ・本庁舎宛てに送付される郵便物を一括收受し、各所属に配付	人事室 総務局	任意			○	
訴訟	訴訟事務	本市及び本市の機関を当事者とする訴訟、調停、仮処分等の事件（他の所管に属するものを除く。）について、弁護士を選任、所管局との法的検討、弁護士との間の連絡調整その他訴訟事件の処理を行う。また、本市の機関が処分庁となる重要な不服申立てのとりまとめ業務を行う。	人事室 総務局	任意			○	
法務	行政手続事務	大阪行政手続条例に基づき、審査基準、不利益処分及び行政指導に関する情報をホームページに掲載。また、「規則等を定める際の意見公募手続等に関する指針」に基づき、規則・告示等を制定・改廃する際に事前に広く市民の意見を求めるよう、各所属に対し指導を行っている。	人事室 総務局	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区 各区	連携
	法規事務	法令の制定改廃、新規事業の実施等に伴い、本市における行政執行の基準となる条例、規則等の各種規程を適宜整備するほか、各所管業務における法律問題に係る調査、検討を行う。 また、各所属の法務能力の向上のため、各種研修を実施している。	人事室 総務局	任意			○	
	例規追録発行事務	本市の条例、規則、達その他の規程及び一部の告示を収録する大阪市例規の追録を発行するほか、これをデータベース化した例規データベースをホームページを通じて市民等が容易に閲覧・検索できるようにする。	人事室 総務局	任意			○	
	公報事務	公告式条例に基づき、条例、規則、達その他の規程及び公表を要する告示・公告を登載する大阪市公報を毎週金曜日に発行する。	人事室 総務局	任意			○	
	公益通報制度関係事務(条例に基づくもの)	本市職員等の違法又は不適正な行為について、広く通報を受け付け、大阪市公正職務審査委員会の指示の下事実調査を行い、調査結果に応じて改善措置を講じることにより、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。	人事室 総務局	任意			○	
	内部統制制度等関係事務	・内部監査、リーガルサポーターズ制度などの諸制度の運用、全職員を対象としたコンプライアンス研修の実施等を通じて、本市におけるコンプライアンスの推進を図る。 ・市長の補助機関を代表して、監査報告書の受領など、監査委員との連絡調整事務を行っている。	人事室 総務局	任意			○	
外郭団体・出資法人等の監理等(広域)	特定団体の再建監理等	特定調停が成立した(株)淡町開発センター(MDC)、アジア太平洋トレードセンター(株)(ATC)及びクリスタ長堀(株)の着実な再建に向けて、外部の有識者を交えた「大阪市特定団体経営監視会議」での意見又は助言を求めながら、所管局との連絡調整及び指導を行う。	市政改革室	任意		○		
所管法人の監理	本市における外郭団体に関する改革、外郭団体及び出資法人への経営監理の企画立案・総括業務	・外郭団体への委託事業見直しや団体の統廃合・再編など外郭団体の改革 ・外郭団体の経営改善など重要な事項について調査・審議 ・上記について外郭団体評価会議を活用し、各局に対し指導・調整を行い、外郭団体の監理業務を総括	人事室 総務局	任意			○	
	第三セクター等の状況に関する調査事務	・第三セクター等の基礎的事項、役職員及び財務等に関する調査 ・破たん法人及び統廃合等に関する調査	人事室 総務局	要綱等	一般市		○	
審議会	審議会事務	行政運営の透明性の向上、簡素効率化等を図るため、審議会等の設置及び運営の適正化を図る。	人事室 総務局	任意			○	
市政改革	市政改革の推進	「市政改革プラン」に掲げた取組の実現に向け、区・局運営方針のPDCAサイクルを通じて各区役所・局に対する指導・調整を行い、着実な進捗を図る。	市政改革室	任意			○	
システム管理運営	業務・システム最適化支援事業(H23次世代IT基盤整備構築業務含む)	・基幹系システムはシステムの肥大化・技術的な陳腐化などにより稼働停止の危険が生じており、業務・システム最適化を進めている。あわせて、システム所管のプロジェクトに対する支援業務を実施 ・基幹系システムで共同利用可能な次世代IT基盤の整備構築に取り組んでいる	人事室 総務局	任意				○一組
	IT調達適正化業務	・IT導入に関する予算要求時及び企画、計画、発注時における詳細なチェックを行い、必要に応じてIT調達ガイドラインの充実を図るなど、ライフサイクルコストの削減をはじめとした各局のIT調達の適正化を図る ・最新技術動向調査 ・大阪電子自治体推進協議会との連絡調整	人事室 総務局	任意				○一組
	IT人材育成事務	職員のITスキルや専門知識を向上させるため、IT適正利用推進計画に基づいた体系により随時見直しを行いながら以下の研修を実施している。 ・システム担当者研修 ・システム専門研修 ・IT活用研修 ・その他の研修	人事室 総務局	任意				○組

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						大阪府	特別区	
							各区	連携
	情報セキュリティ対策事務	・大阪市が保有する個人情報をはじめとする情報資産を守るため、情報セキュリティポリシーに基づき、職員の情報セキュリティ意識の向上や情報セキュリティ対策(ソフトウェアライセンス管理制度含む)の充実強化を図る。	人事室 総務局	任意				○ 一組
	情報処理センター業務(全庁共通ネットワーク等IT基盤企画・整備・運用管理事務)	・業務系ネットワークや庁内情報ネットワークについて、円滑にシステム運用を行えるよう各種の機能を整備し、運用 ・庁内情報ネットワークにおいて、各種サービス基盤の提供など、全庁的な情報通信基盤の基礎の企画・整備・運用を実施するとともに、ヘルプデスクを設置 など	人事室 総務局	任意				○ 一組
	情報処理センター業務(庁内情報利用パソコン一括調達事務)	調達事務の簡素化、スケールメリットによる安価な入札効果及び庁内情報ネットワークの安定運用の観点から、平成20年度以降、本課において、各所属が調達予定している庁内情報利用パソコン等を集約し、一括して調達事務を実施している。	人事室 総務局	任意		○		
	情報処理センター業務(中央情報処理センター運営管理事務)	・共通汎用機等の運転に係るオペレーション業務や、外部業者とのデータ授受等の運用を実施 ・サーバ機器や共通汎用機等の保守管理や設備更新等 ・24時間有人による施設警備、生体認証による入退館受付及びその際の持ち物検査を実施	人事室 総務局	任意				○ 一組
	情報処理センター業務(総務局データセンター運営管理事務)	・大阪市HP等の公開系システムや庁内情報ネットワークからのインターネット接続サービス提供のため、民間のデータセンターが提供しているネットワークサービスを活用した運用を実施 ・庁内情報ネットワーク等についても、データセンターが提供するハウジングサービスを活用して運用	人事室 総務局	任意				○ 一組
	情報処理センター業務(電子申請システム整備・運用管理事務)	大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムは、市民がより便利に多くの申請・届出等の手続きを基本的に24時間365日インターネット経由で行えるよう、また、市民ニーズの収集をリアルタイムかつ効果的に行えるよう導入されたシステムであり、平成23年8月1日からは、「ASP・SaaS型電子申請サービス」を採用している。	人事室 総務局	任意				○ 一組
	情報処理センター業務(総合行政ネットワーク利用管理事務)	・大阪市情報通信ネットワークとLGWANとを接続し、LGWANメールや公的個人認証サービス、電子文書交換システム、広域統計情報ネットワークシステム、地方財政決算情報管理システム等を利用。	人事室 総務局	任意				○ 一組
	みおネットシステム運用管理事務	・みおネットシステムは、大阪市HP等の行政情報の提供や、「スポーツ情報・施設利用ネットワークシステム」と連携しスポーツ施設の予約等を行うことを目的として導入されたシステム。(※スポーツ施設の予約機能はH25.3.31廃止予定) ・専用筐体やタッチパネルによる閲覧方式を採用した公衆用端末を市内39箇所に設置	人事室 総務局	任意				○ 一組
	勤務情報システム等の内部事務システム運用保守に関する事務	下記の内部事務系システムの運用保守業務及び制度改正時におけるシステム改修作業の外部委託等を実施し各業務の適正・効率化を図る。 ・勤務情報システム ・庶務ガイド ・臨時職員システム ・児童手当システム	人事室 総務局	任意				○ 一組
市長会等・地方自治制度	職員情報システムの運用保守に関する事務	・職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等の人事・給与業務の処理を対象とした職員情報システムの運用保守業務及びシステム改修作業の外部委託等を実施。 ・職員の採用・退職・給与支給・昇給昇格等に関する情報をデータベース化し、迅速な情報活用と、事務処理の迅速化・効率化を実現	人事室 総務局	任意				○ 一組
	地方自治制度関係事務	・地方制度に関する国等の動向の把握、資料の収集・調査研究を行う。 ・地方分権を推進するため、国等に要望活動を行う。	人事室 総務局	任意		○		
	市長会・隣接都市関係事務	・全国市長会や近畿市長会・大阪府市長会等を通じて、全国の各市等と緊密な連携を図る。 ・昭和36年に締結した協定に基づき、八尾市との間で行政協力の具体化の協議を進める。 ・大阪市隣接都市協議会の活動を通じ、基礎自治体間におけるパートナーシップの構築をめざす。	人事室 総務局	任意		○		

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の 種別	大都市 特例等	事務分担		
						特別区	大阪府	連携
選挙管理委員会	選挙に係る任意事務	公職選挙法を中心に法令研究、スキルアップのための研修会・講習会の開催、選挙事務テキスト・選挙関係例規集・選挙関係告示例の修正、公職選挙法その他選挙事務関係の書籍の購入・24区への配付、各種選挙投開票、直接請求に係る統計調査等。	行政委員会事務局	任意			○	
市会	秘書・議員接遇、諸儀式及び交際等関係事務	正副議長秘書、議員控室における接遇等、本市会への表敬をはじめとする国内外賓客の接遇対応、姉妹・友好都市提携している海外都市の議長等への訪問・交流及び行政調査等の実施、議員連絡調整(議員連絡先の周知等)等関係業務	市会事務局	任意			○	
	傍聴受付等関係業務	本会議・委員会の傍聴受付・案内、手話傍聴の手配、モニター放映にかかる事務	市会事務局	任意			○	
	各種の調査及び資料の収集・整備に関する事務	市会議員の政策立案等に資するため、各種資料の収集、整理、情報提供等を行う。 サービス対象者：市会議員	市会事務局	任意			○	
	市会の広報に関する事務	・大阪市会の審議の様子や議決事項など、市会に関する事項を広く周知する。 ・市民に開かれた市会を目指し、議場見学など、市民が議会と直接触れ合う機会を設ける。 サービス対象者 ・大阪市民 ・大阪市会に関心のある方	市会事務局	任意			○	
内部事務	庶務業務	・室の文書、人事、予算、決算及び物品並びに室業務の進行管理及び事務改善を行う。 ・大阪府市の重要な施策の具体化に向け、府市共同設置の戦略会議設置や府市及び複数局にまたがる課題解決に向けた連絡調整業務を行う。	大阪府市大都市局	任意			○	
	平和関連事業	平和関連事業、国旗掲揚状況の取りまとめ等、他の局等の主管に属しないことを行う。	人事室 総務局	任意			○	
	他の局等及び危機管理室並びに他の部及び課の主管に属しないこと	職場の繁忙要素となっている業務等について、業務フローを整理してプロセスの可視化とともに最適化案を作成する。職場の繁忙要素となっている所属間の調査・照会資料作成依頼等の簡素効率化を図る。	人事室 総務局	任意			○	
	庶務業務(人事室・総務局)	・室の全体総括(計理、市会、秘書、規定整備、他都市調整、事業計画、照会等) ・局の全体総括(計理、市会、秘書、規定整備、他都市調整、事業計画、照会等)	人事室 総務局	任意			○	
	庶務業務(IT統括課)	・IT統括課の人事、文書、計理、庁舎管理等	人事室 総務局	任意				○ 組
	提案・改善事業事務	職員の市政への参加意識の高揚や、業務の改善、能率の向上並びに政策形成能力の向上等をめざした取組を実施する。また、職員の意識改革や組織の活性化を図る職場改善運動、職場風土改革への意欲を持った職員の活動を支援する取組を実施する。	人事室 総務局	任意			○	
	庶務業務(職員人材開発センター)	・庶務全般 ex. 各種照会、勤怠管理、計理業務(プロポーザル含む) ・防災・施設管理	人事室 総務局	任意			○	
	庶務関係業務	庶務関係業務	市政改革室	任意			○	

事務区分	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	事務分担		
						特別区		
						大阪府	各区	連携
	庶務業務	室の文書、人事、予算、決算、物品、室業務の進行管理及び事務改善に関する業務 ・文書・公印管理関係事務 ・市会関係事務 ・OA関係事務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務 ・契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関係業務	政策企画室	任意			○	
	市公館維持管理業務	行事実施に係る予約、当日のスケジュール管理、施設利用者との利用方法の打ち合わせなど行事を円滑に行うための業務・整備計画の作成、維持補修工事、業務委託等の発注、監督など施設の維持管理にかかる業務・施設の有効活用の事業企画立案、実行などの業務(都島区)	政策企画室	任意			○	
	東京事務所関連事務	大阪府市の役割分担に応じた事務を遂行していく上で必要な資料や情報について、国等へ情報収集・調査活動、連絡調整を行う。また、大阪府東京事務所との密接な連携を図りながら、東京及び近郊住民をはじめ、広く全国へ大阪の地域情報を発信する。	政策企画室	任意			○	
	市会業務	・議案の提出など大阪市全体としての市会に関する事務	財政局	任意			○	
	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意			○	
	庶務関係業務(公債費会計)	・文書・公印管理関係業務 ・秘書関係業務 ・OA関係業務 ・庁舎管理業務 ・計理・予算決算業務、契約・管財業務 ・人事・給与・福利厚生関係業務 ・職員研修関連業務	財政局	任意			○	
	広告業務	・各局で実施している印刷物、ホームページ、施設等を活用した広告事業を拡充し、大阪市全体の広告収入を確保するための調査・研究	財政局	任意			○	
	庶務関係業務	局業務の進行管理、人事・給与・福利厚生関係業務、文書・公印管理業務、市会関係業務、庁舎管理業務、計理・予算決算・契約業務、職員研修関連業務、行財政改革・企画関連業務、その他庶務業務	契約管財局	任意			○	
	庶務関係業務	・文書・公印管理関係業務、市会関係業務、秘書関係業務、OA関係業務、計理・予算決算業務、契約・管財業務、人事・給与・福利厚生関係業務、職員研修関係業務、行政改革・企画関係業務、規則改正関係業務等	会計室	任意			○	
	局の庶務に関する事務	局の文書・公印管理、市会、OA、計理・予算決算、契約・管財、人事・給与・福利厚生、職員研修、行財政改革・企画等。	行政委員会事務局	任意			○	
	庶務関係業務	公印の監守、文書、人事及び給与、福利厚生、予算・決算、物品、議場その他の警備、議会の情報公開(情報公開審査委員会の運営含む)、議員の海外出張、営繕、議会構内管理、広聴広報、情報化推進、環境保全推進、職員研修、訴訟・不服申し立て、事務局職員の公正な職務の執行、指定都市議会事務協議会、その他庶務的事項に関する事務	市会事務局	任意			○	

《道路・河川・公園等に係る事務》

事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	法令上の権限を持つ者	事務分担		
					大阪府	特別区 各区	連携
道路事業(大阪府(国直轄含む))	下記の基準に該当する道路・橋梁の管理・整備 【基準】 4車線以上の路線で以下の機能要件に該当するもの ①府域内の地域間の連絡②都心(都市核)、地域核の連絡③広域交流拠点、国土軸との連絡④隣接府県の主要都市との連絡⑤都市への交通集中の分散(環状道路)⑥広域的防災に資する道路 ・大阪府が担当道路延長(案) 202km ・街路事業 43km (淀川左岸線(2期)含む)	建設局等	法令	道路管理者	○		
道路事業(特別区)	上記以外の道路・橋梁の管理・整備 ・特別区が担当道路延長(案) 3,651km	建設局等	法令	道路管理者		○	
河川事業(大阪府)	一級河川の管理・整備(下記に掲げる特別区の所管する事務を除く)	建設局	法令	河川管理者	○		
河川事業(特別区)	・一級河川の表面管理(点検や小規模維持補修、許認可や利用適正化、利活用促進等) ・一級河川のうち、道頓堀川、東横堀川、住吉川、今川、駒川、鳴戸川に係る基盤整備(耐震対策、護岸改修、親水整備、改築更新・大規模維持補修等)事業の企画、設計、監督等 ・準用河川・普通河川の管理・整備	建設局等	法令	河川管理者		○	
公園事業(大阪府)	・規模が大きく、災害時における後方支援活動拠点としての機能を有する下記の公園の管理・整備 ・天王寺公園については、天王寺動物園とあわせて広域で実施。 対象公園: 鶴見緑地公園、大阪城公園・難波宮跡公園、長居公園、天王寺公園	建設局	法令	地方公共団体	○		
公園事業(特別区)	上記の公園以外の公園の管理・整備	建設局	法令	地方公共団体		○	
公園管理(住之江公園・住吉公園)	住之江公園・住吉公園の管理・整備	府 都市整備部	法令	地方公共団体		○	
港湾事業	・港湾管理 ・公害防止対策事業の業務 ・臨港道路管理等 ・緑地管理等 ・海岸管理 ・臨港鉄道の所有・管理・整備 ・フェニックス業務	港湾局	法令	港湾管理者	○		
公営住宅(特定公共賃貸住宅等を含む)	市営住宅の運営(整備・管理等)	都市整備局	法令	地方公共団体		○	
公営住宅(特定公共賃貸住宅を含む)	市内の府営住宅の運営(整備・管理等)	府 住宅まちづくり部	法令	地方公共団体		○	
土地区画整理事業に係る事務・事業管理事務	市施行の土地区画整理事業の実施に関わる ・進捗管理事務 ・予算調整事務 ・法令審査事務 ・移転建築物等の補償審査事務 ・各種懸案問題の処理事務 ・淡路駅周辺地区土地区画整理事業の施行 ・三国東地区土地区画整理事業の施行	都市整備局	法令	地方公共団体 施行者		○	
阿倍野地区第二種市街地再開発事業	阿倍野再開発事業の管理	都市整備局	法令	地方公共団体 施行者		○	

事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	法令上の権限を持つ者	事務分担		
					大阪府	特別区 各区	連携
阪神高速道路関係事務	阪神高速道路株式会社が大阪地区で行う道路建設等に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資	都市計画局	法令	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令に規定する地方公共団体	○		
本州四国連絡高速道路関係事務	本州四国連絡橋建設債務償還に関して、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に出資	都市計画局	法令	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令に規定する地方公共団体	○		
関西空港関連事業	関西国際空港の整備を行う会社に対し、建設資金等の出資・貸付	都市計画局	法令	関係地方公共団体	○		
特別支援学校	特別支援学校(10校)の運営管理	教育委員会事務局	法令	地方公共団体	○		
大学関連事務(大阪市立大学)	設立団体として、運営交付金の交付、法人の管理等	経済戦略局	法令	地方公共団体	○		
地方独立行政法人大阪市立工業研究所関係業務	設立団体として、運営交付金の交付、法人の管理等	経済戦略局	法令	地方公共団体	○		
中央卸売市場事業	卸売市場の管理(本場・東部市場・南港市場)	中央卸売市場	法令	都道府県及び人口20万人以上の市	○		

